

指宿市障害者計画・
第4期障害福祉計画

(案)

鹿児島県 指宿市

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	2
第2章	障害者を取り巻く現状と将来予測	3
第1節	障害者の状況.....	3
1	指宿市の人口推移.....	3
2	障害の種類別障害者の状況.....	5
第2節	アンケート調査からみた障害者の意識.....	10
1	調査の概要.....	10
2	調査結果の概要.....	11
第3節	将来予測.....	21
1	人口推計.....	21
2	障害者数の推計.....	22
第3章	計画の基本的な考え方	25
1	基本理念.....	25
2	施策の方針.....	26
3	重点的に取り組むべき課題への対応.....	27
4	施策体系.....	29
第4章	施策の総合的な展開	30
第1節	啓発・広報.....	30
1	啓発広報の推進.....	30
2	福祉教育の推進.....	31
3	ボランティア活動の推進.....	31
第2節	生活支援.....	32
1	生活支援体制の整備.....	32
2	在宅支援の充実.....	33
3	施設支援の充実.....	33
第3節	生活環境.....	34
1	建築物等の整備.....	34
2	移動・交通対策の推進.....	35
3	防犯・防災体制の充実.....	36
第4節	教育・育成.....	37
1	幼児教育.....	37
2	学校教育.....	38
3	社会教育.....	39

第5節 雇用・就業.....	40
1 一般就労への移行支援.....	40
2 雇用の推進.....	41
3 福祉的就労の場の整備.....	41
第6節 保健・医療.....	43
1 障害の発生予防及び早期発見・早期治療.....	43
2 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実.....	44
3 精神保健・医療施策の推進.....	44
第7節 情報・コミュニケーション.....	45
1 ホームページのバリアフリー化の推進.....	45
2 障害の特性に対応した情報提供の充実.....	45
3 コミュニケーション支援体制の充実.....	46
第8節 権利の擁護.....	47
1 差別や偏見のない明るい社会づくり.....	48
2 障害者の権利の擁護.....	48
3 虐待の防止.....	48
第9節 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション.....	50
1 文化芸術活動への参加促進.....	50
2 スポーツ・レクリエーションの推進.....	50
3 地域交流の推進.....	51
第5章 第4期指宿市障害福祉計画.....	52
第1節 障害福祉計画の概要.....	52
1 計画の位置づけと策定期間.....	52
2 計画の対象.....	52
3 計画の見直し.....	52
4 計画の内容.....	53
第2節 障害福祉サービス.....	54
1 障害福祉サービスに関する数値目標.....	54
2 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量.....	56
3 地域生活支援事業に関する各事業の見込量.....	71
第6章 計画の推進.....	78
1 推進体制の整備.....	78
2 計画の見直し.....	78
3 計画の進行管理及び点検・評価.....	78

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に加え、障害のある人の増加や障害程度の重度化・重複化の傾向がみられています。さらに近年、発達障害や高次脳機能障害などが、新たな障害として位置づけられるようになり、障害の種類も複雑かつ広範にわたっています。

また、家族関係や地域社会が大きく変化し、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害のある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となってきています。

障害のある人に関する法律や制度は、ここ10年ほどで大きな変化を遂げています。平成15年には、“措置制度”から“支援費制度”へと移行したことにより、それまで県や市町村が決定していたサービスやサービス提供事業者を、障害のある人自身が選択することができるようになりました。これにより、障害のある人一人ひとりのニーズにあったサービスを提供できるようになりました。

ただし、“支援費制度”においても、障害の種別によって利用できるサービスが違ったり、自治体によって格差が出たりするなど、障害のある人一人ひとりに適したサービスを提供する上で、新たな課題がみえてきました。そのため、平成18年には『障害者自立支援法』が施行され、障害の種別に関わらず、共通したサービス体系が利用できる体制へと一元化されました。

しかし、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要な居住系サービスが未だに不十分であったり、生活に不可欠な所得に関する問題が解決していなかったりするなど、『障害者自立支援法』でも対応できない課題が顕著に現れてきました。

この課題に対応するべく、国は、平成25年4月から『障害者自立支援法』を『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）』とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などを行うこととしました。

本市では、平成24年3月に「指宿市障害者計画」（平成24年度～平成28年度）と「指宿市障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）を策定し、障害者に関する各種施策を推進してきました。

本計画は、「指宿市障害者計画」の計画年度を平成29年度まで延長するとともに、「指宿市障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を策定し、両計画を一体的に整理することで、障害者福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画とします。

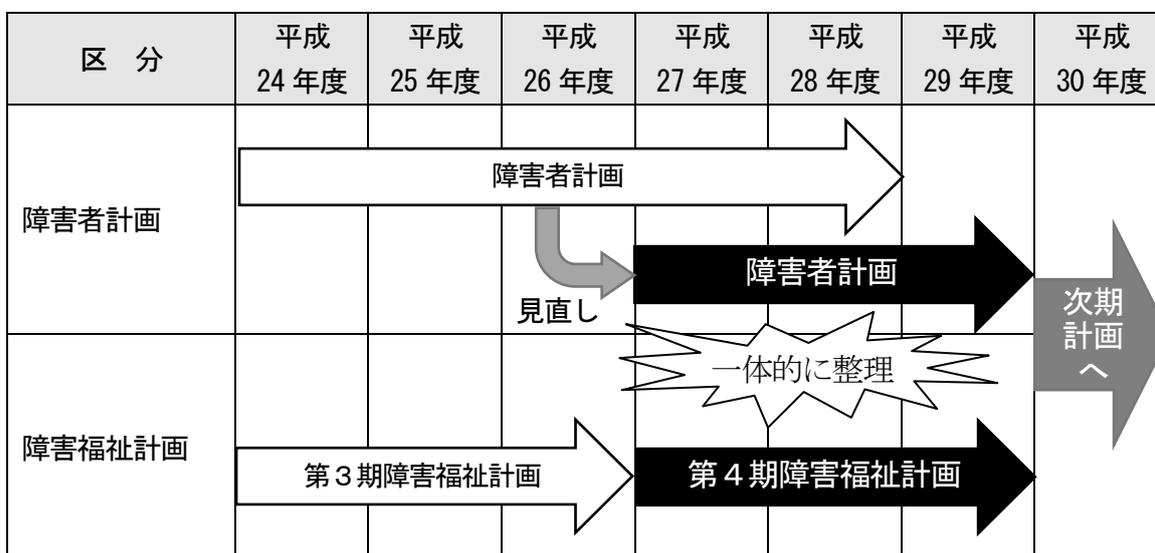
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「市障害者計画」及び障害者総合支援法に基づく「市障害福祉計画」を一体的に策定したものです。

本市の総合振興計画を上位計画としつつ、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の市の関連計画や県の関連計画との調整を図りながら策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。



第2章 障害者を取り巻く現状と将来予測

第1節 障害者の状況

1 指宿市の人口推移

(1) 総人口

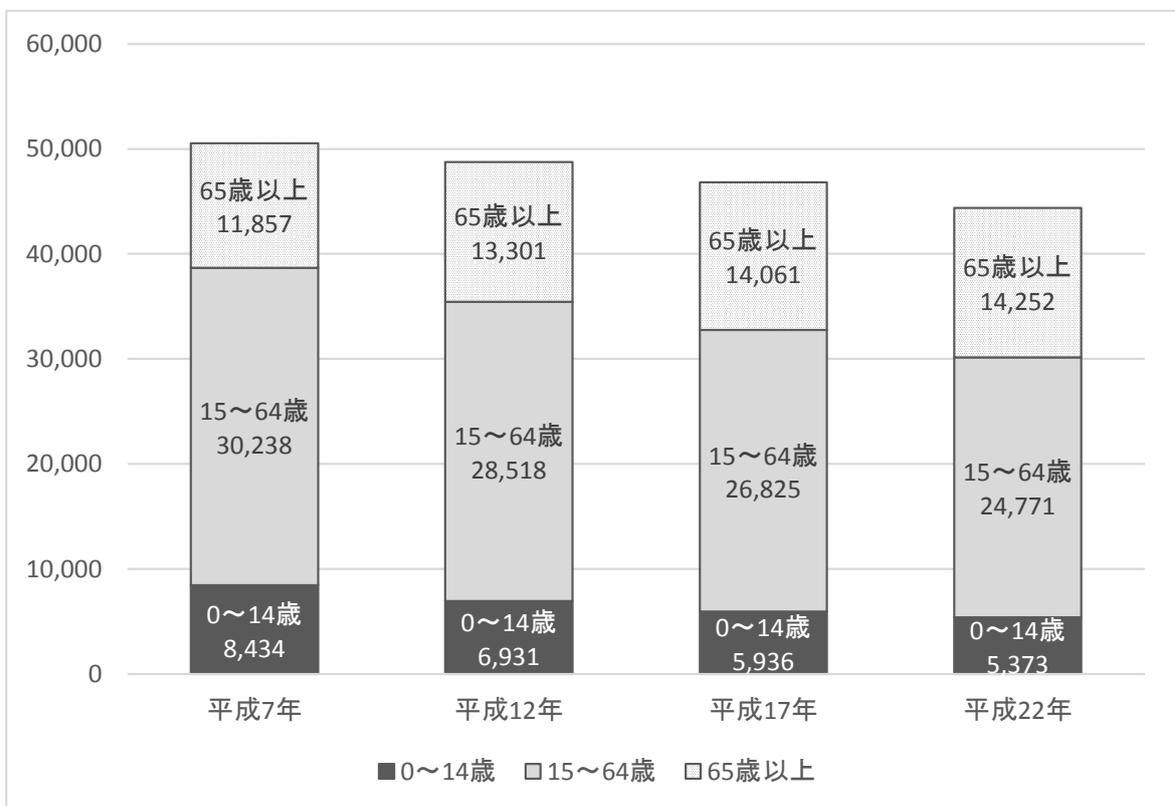
本市の平成22年の総人口は、国勢調査によると44,396人となっています。総人口は年々減少を続けており、平成7年と比べると6,133人減少しています。

(2) 年齢別人口

本市の平成22年の人口構成をみると、若年人口（15歳未満）が5,373人（12.1%）、生産人口（15歳～64歳）が24,771人（55.8%）、高齢人口（65歳以上）が14,252人（32.1%）となっています。

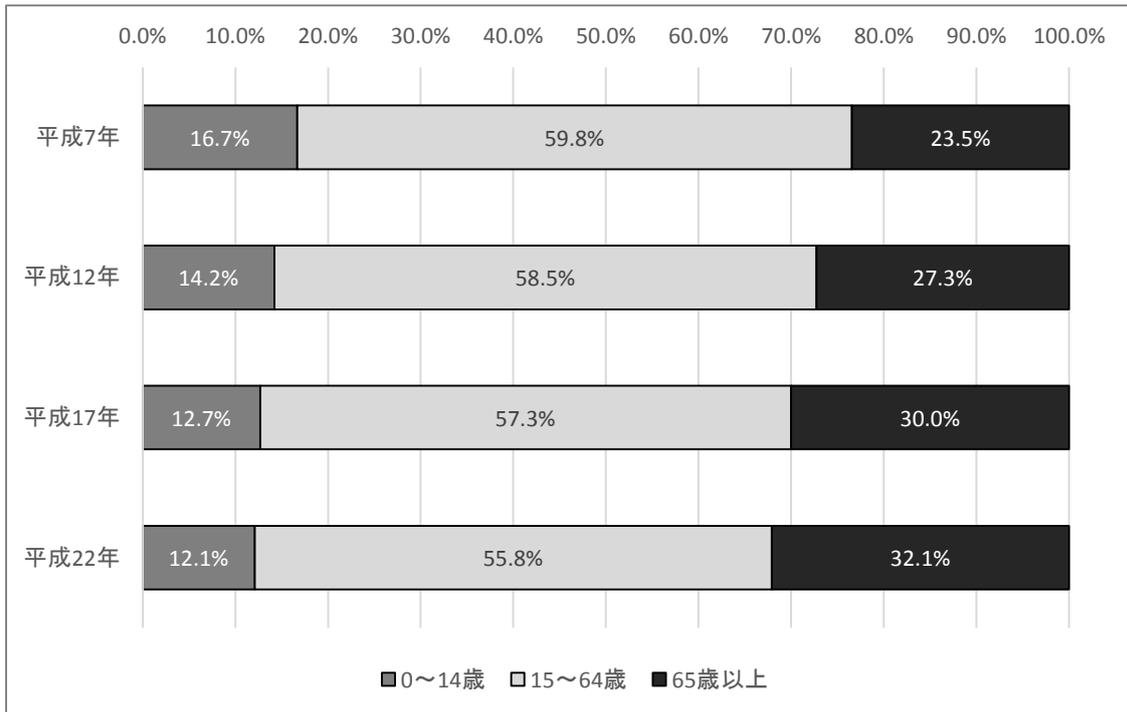
平成7年と比べると、若年人口が3,061人、生産人口が5,467人減少したのに対して、高齢人口は2,395人増加しています。それに伴って総人口に占める割合は、若年人口および生産人口の割合が減少し、高齢人口の占める割合が大幅に増加しています。

図表2-1 総人口の推移



※各年国勢調査。平成7年から平成17年までは、合併前の3市町の合算。

図表 2-2 年齢階層別人口構成の推移



※各年の国勢調査。平成7年から平成17年までは、合併前の3市町の合算。

図表 2-3 年齢階層別人口構成の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	50,529	48,750	46,822	44,396
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~14歳	8,434	6,931	5,936	5,373
	16.7%	14.2%	12.7%	12.1%
15~64歳	30,238	28,518	26,825	24,771
	59.8%	58.5%	57.3%	55.8%
65歳以上	11,857	13,301	14,061	14,252
	23.5%	27.3%	30.0%	32.1%

※各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

※平成7年から平成17年までは、合併前の3市町の合算。

2 障害の種類別障害者の状況

(1) 障害者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数

平成 26 年度の身体障害者手帳の所持者数は 2,777 人となっており、ここ数年、年度ごとに若干の差は見られるものの、ほぼ横ばい状態となっています。

障害の等級をみると、1 級が 875 人、2 級が 528 人、3 級が 490 人、4 級が 566 人、5 級が 163 人、6 級が 155 人となっています。

障害の種類をみると、肢体不自由が 1,526 人と最も多く、次いで内部障害 743 人、視覚障害 260 人、聴覚平衡障害 223 人、音声言語障害 29 人となっています。

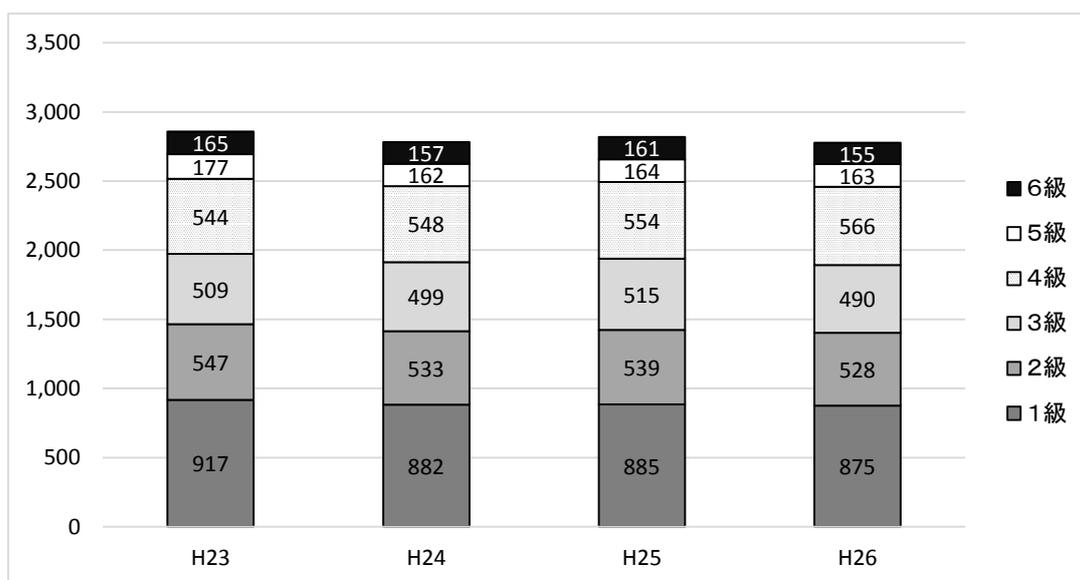
身体障害児については、ここ数年、20～25 人の間で推移しています。

図表 2-4 身体障害者手帳所持者の推移

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者 手帳所持者	2,755 人	2,736 人	2,751 人	2,853 人	2,781 人	2,818 人	2,777 人

※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

図表 2-5 障害の程度別に見た身体障害者手帳所持者数の推移



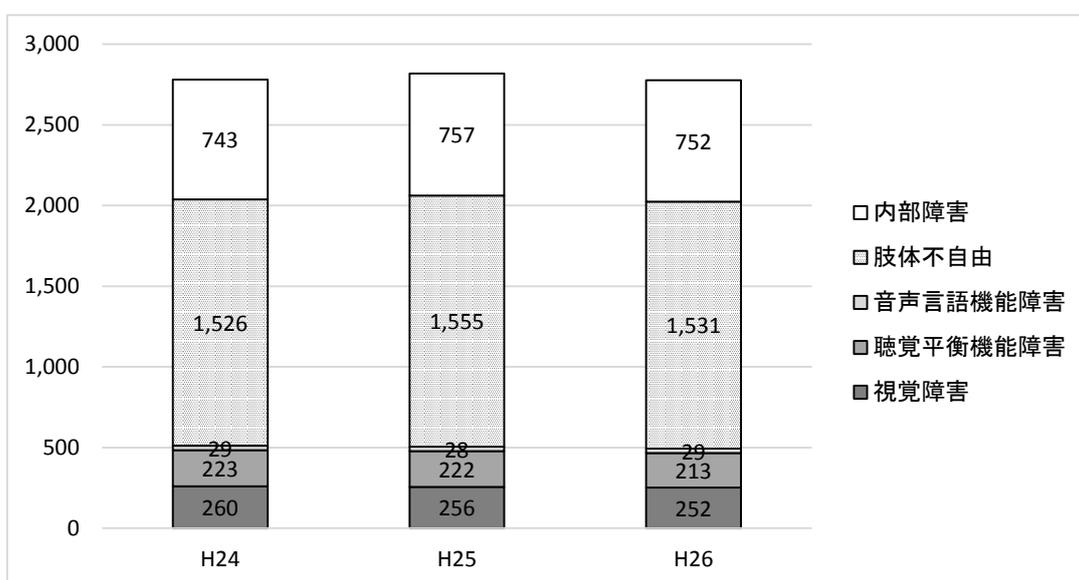
※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

図表 2-6 身体障害者手帳所持者の等級

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	917 人	882 人	885 人	875 人
2 級	547 人	533 人	539 人	528 人
3 級	509 人	499 人	515 人	490 人
4 級	544 人	548 人	554 人	566 人
5 級	177 人	162 人	164 人	163 人
6 級	165 人	157 人	161 人	155 人
合 計	2,859 人	2,781 人	2,818 人	2,777 人

※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

図表 2-7 障害の種類別に見た身体障害者手帳所持者数の推移

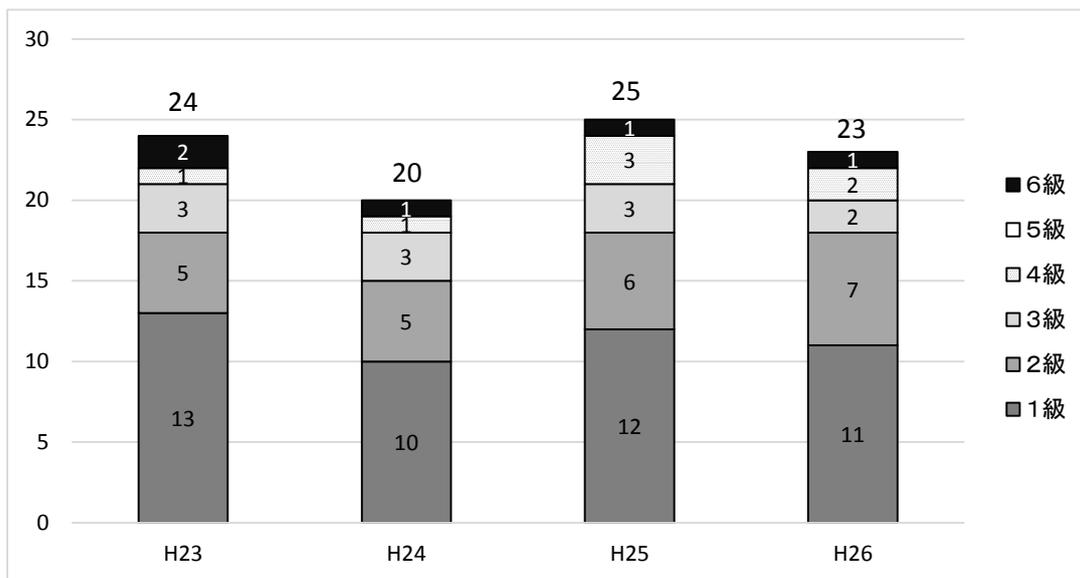


図表 2-8 身体障害者手帳所持者の障害の種類

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
視覚障害	260	256	260
聴覚平衡障害	223	222	223
音声言語障害	29	28	29
肢体不自由	1,526	1,555	1,526
内部障害	743	757	743
合 計	2,781	2,818	2,777

※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

図表 2-9 身体障害児の状況



※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

② 療育手帳の所持者数

平成 26 年度の療育手帳の所持者数は 406 人となっています。近年は 400 人前後で横ばい傾向にありますが、平成 20 年度からの推移をみると、若干の増加傾向がみられます。

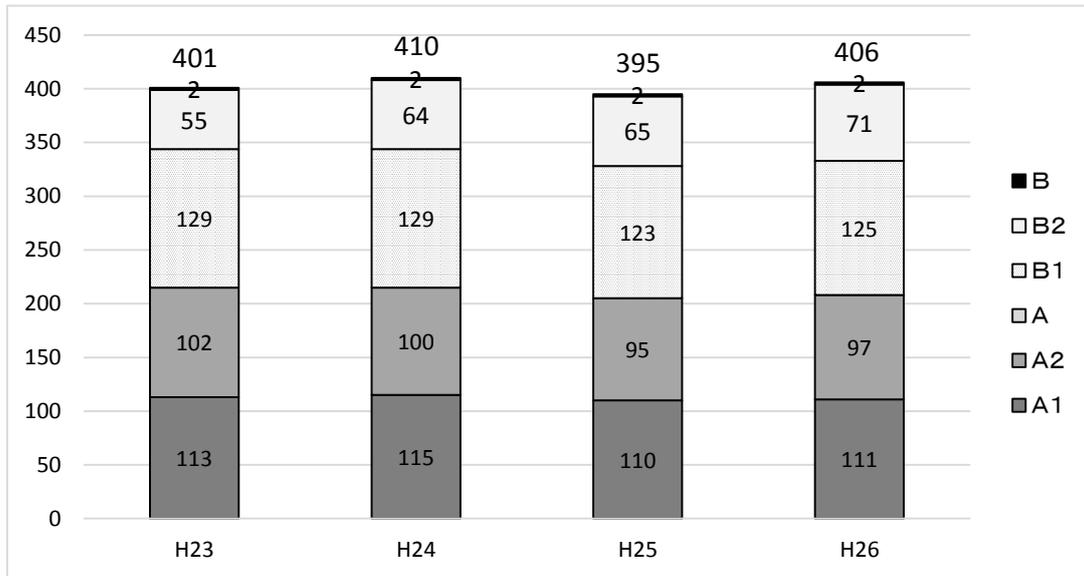
障害の等級をみると、B 1 判定が 125 人、A 1 判定が 110 人、A 2 判定が 97 人、B 2 判定が 71 人、B 判定が 2 人、A 判定は 0 人となっています。

図表 2-10 療育手帳所持者数の推移

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療育手帳所持者	368 人	378 人	384 人	401 人	410 人	395 人	406 人

※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

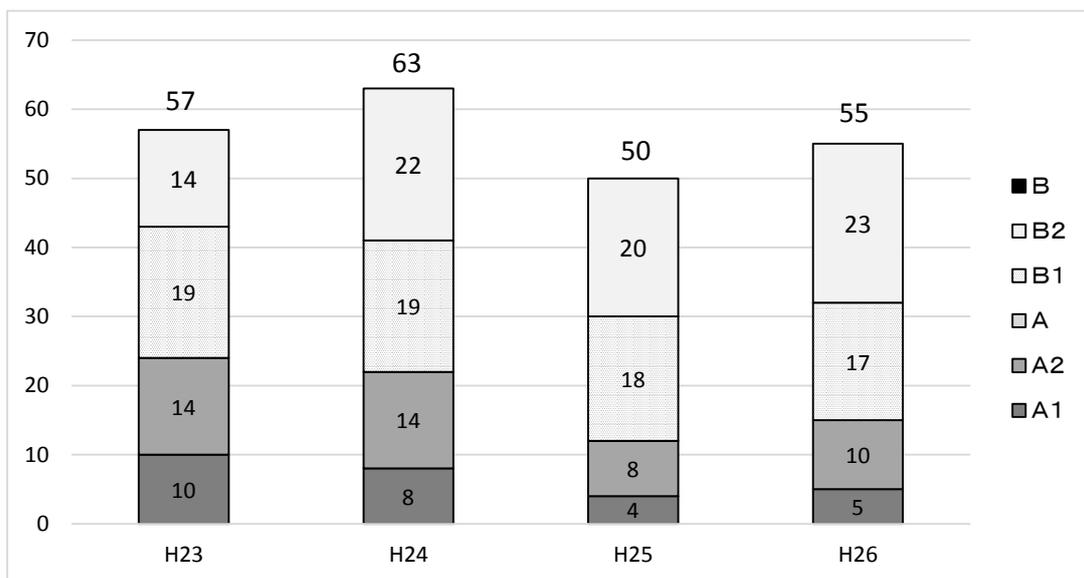
図表 2-11 療育手帳所持者の等級



図表 2-12 療育手帳所持者の等級

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A1 判定	113	115	110	110
A2 判定	102	100	95	97
A	0	0	0	0
B1 判定	129	129	123	125
B2 判定	55	64	65	71
B	2	2	2	2
合計	401	410	395	406

図表 2-13 知的障害児の状況



③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

平成 26 年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 211 人となっており、平成 25 年度より減少していますが、ここ数年は増加傾向にあります。

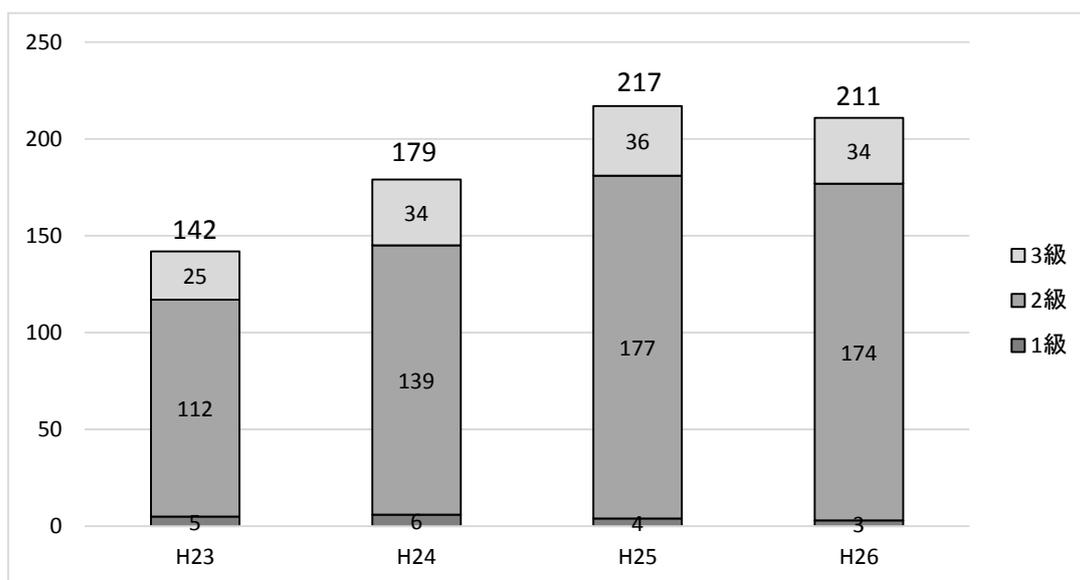
障害の等級をみると、1 級が 4 人、2 級が 173 人、3 級が 54 人となっており、2 級の人の増加が目立っています。

図表 2-14 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	105 人	135 人	142 人	179 人	217 人	211 人

※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

図表 2-15 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級



図表 2-16 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	5 人	6 人	4 人	3 人
2 級	112 人	139 人	177 人	174 人
3 級	25 人	34 人	36 人	34 人
合計	142 人	179 人	217 人	211 人

※各年度 3 月 31 日現在。平成 26 年度は 10 月 1 日現在。

第2節 アンケート調査からみた障害者の意識

1 調査の概要

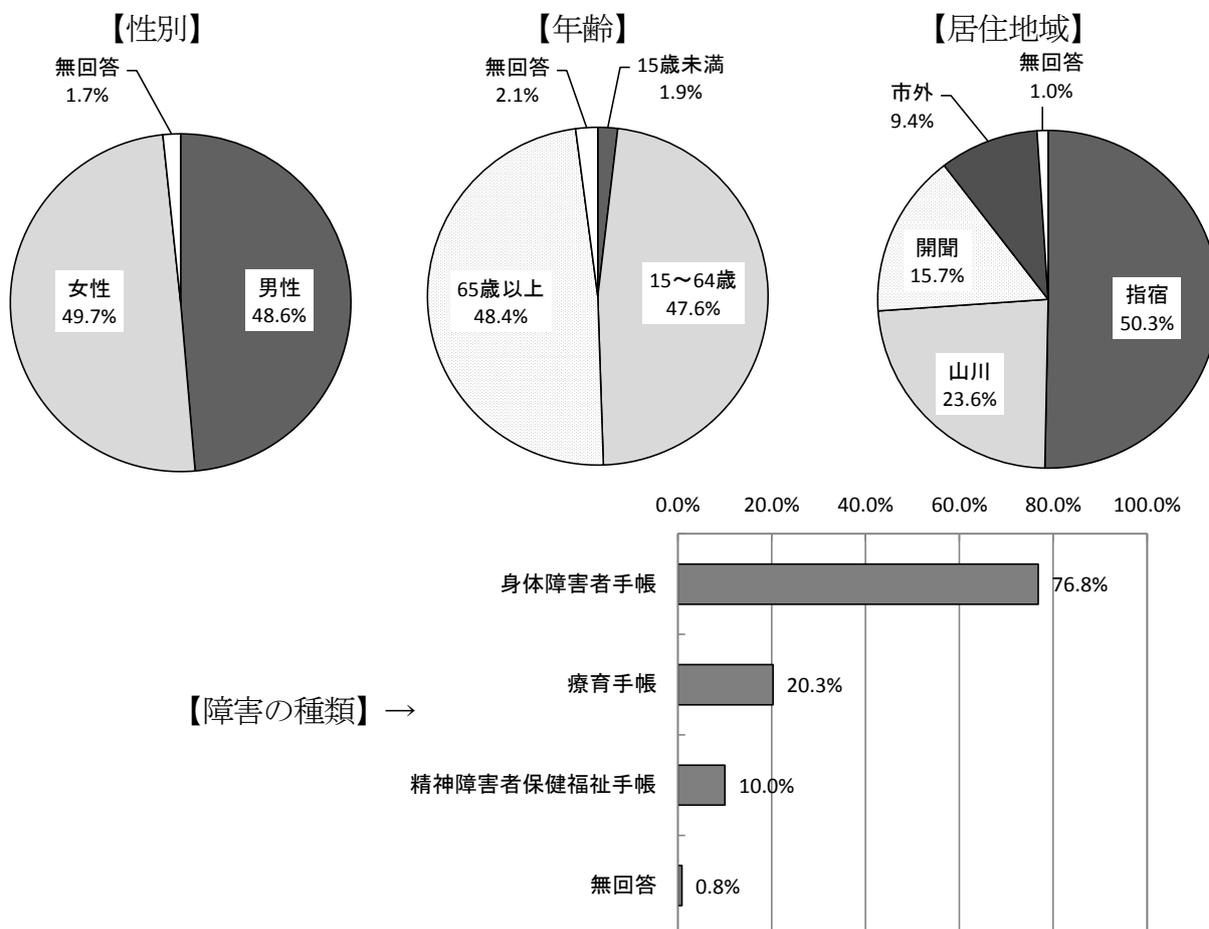
(1) 調査方法等

指宿市に在住する障害者・障害児の中から無作為で1,000名を抽出し、対象者に調査票を郵送し、郵送で回収する方法でアンケート調査を実施しました。

回収数は479サンプル、回収率は47.9%となりました。

(2) 回答者の属性

- 性別は、「男性」が53.4%、「女性」が45.5%となっています。
- 年齢は、「65歳以上」が48.4%と最も多く、次いで「15～64歳」(47.6%)、「15歳未満」(1.9%)の順となっています。
- 居住地域は、「指宿」が50.3%と最も多く、次いで「山川」(23.6%)、「開聞」(15.7%)、「市外」(9.4%)の順となっています。
- 障害の種類は、「身体障害者手帳」が76.8%と最も多く、次いで「療育手帳」(20.3%)、「精神障害者保健福祉手帳」(10.0%)の順となっています。



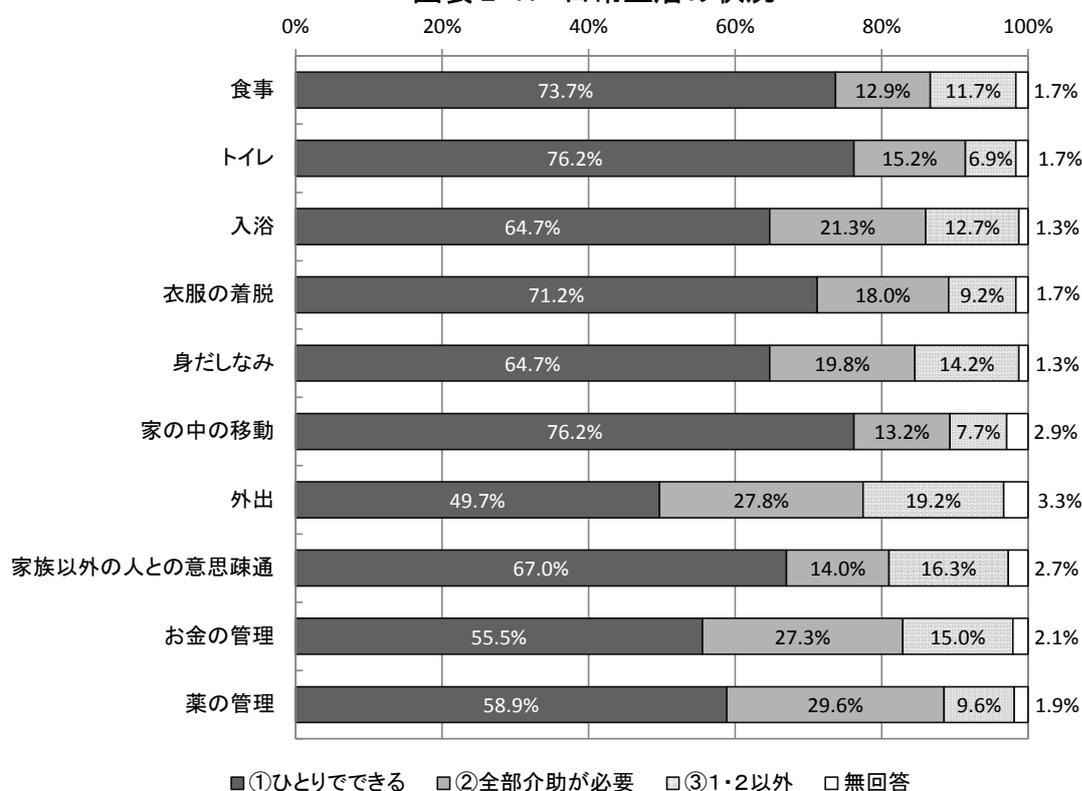
2 調査結果の概要

(1) 日常生活の状況

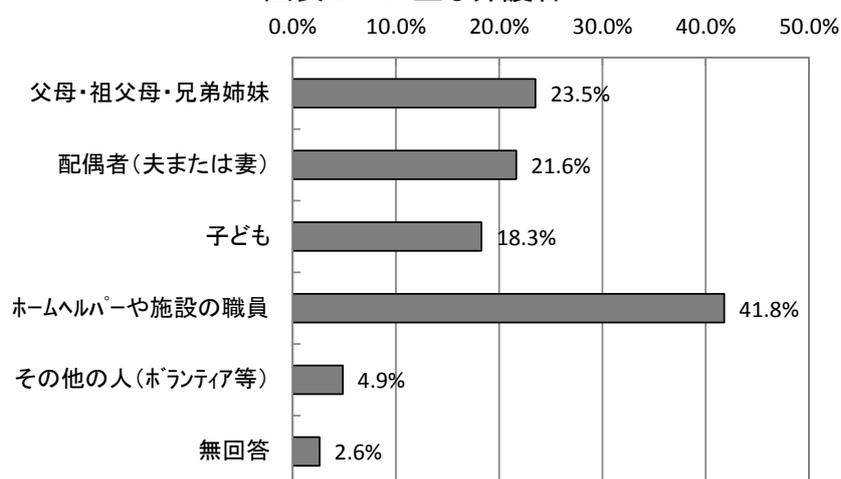
日常生活については、「ひとりでできる」行為が多いですが、そうした中で「薬の管理」や「外出」、「お金の管理」などについては、介助を必要とする障害者が多くなっています。

また、日常生活で介助を必要とする障害者の主な介護者は、「ホームヘルパーや施設の職員」が最も多いですが、「父母・祖父母・兄弟姉妹」も多くなっています。

図表 2-17 日常生活の状況



図表 2-18 主な介護者



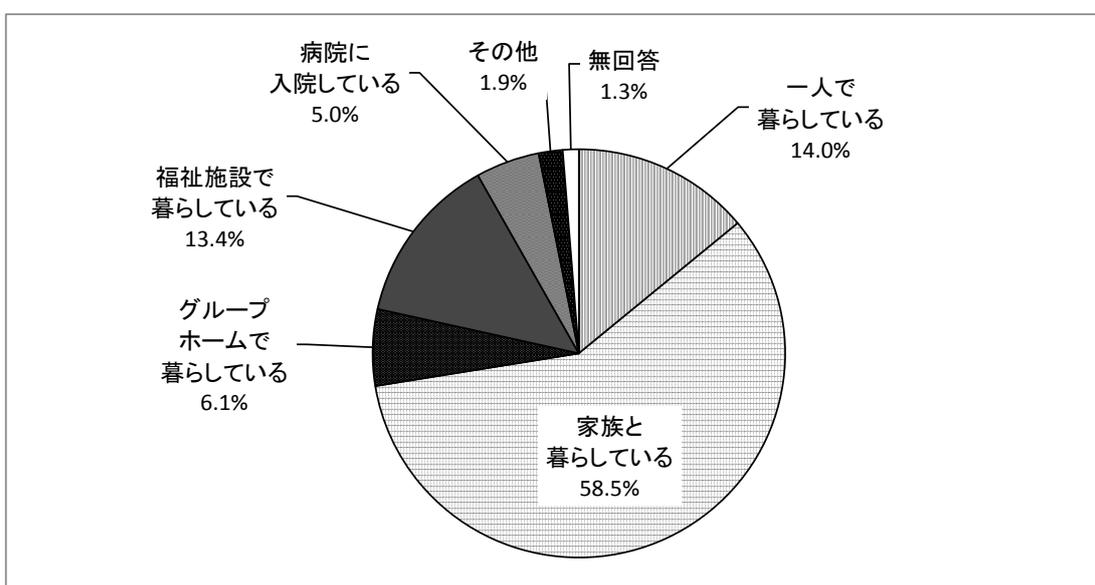
(2) 居住の状況

障害者の現在の世帯構成は、「家族と暮らしている」人が約6割いますが、「1人で暮らしている」人が約1割、「施設等で暮らしている」とが約1割います。

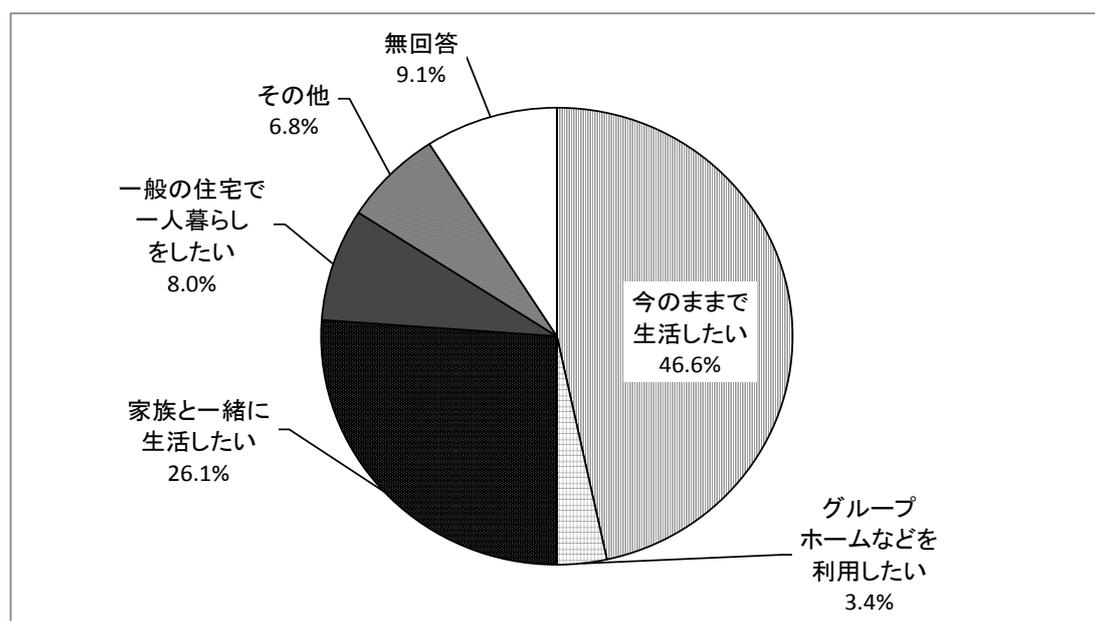
また、現在施設等で暮らしている障害者に将来暮らしたい場所を聞いたところ、「今のままで生活したい」人が半数近くいますが、「家族と一緒に生活したい」と「一般の住宅で独り暮らしをしたい」をあわせて約4割の人が転居を望んでいます。

なお、地域で生活するために必要だと思う支援は、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「経済的な負担の軽減」「在宅で医療ケアなどが適切に利用できること」の順となっています。

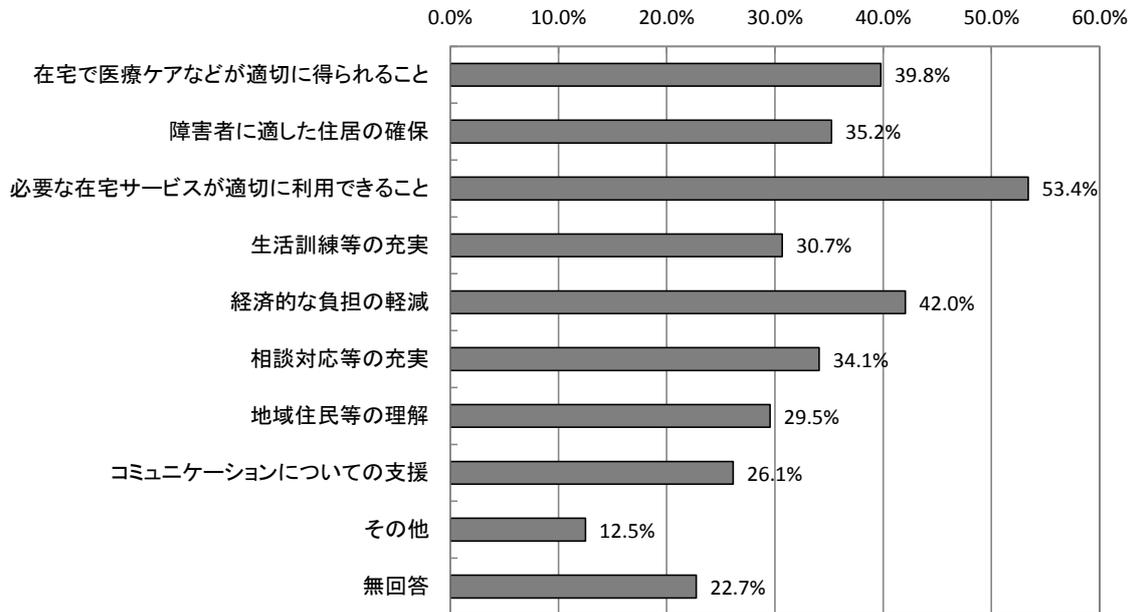
図表 2-19 現在の世帯構成



図表 2-20 施設入所者の希望する将来の居住場所



図表 2-21 地域で生活するために必要だと思う支援



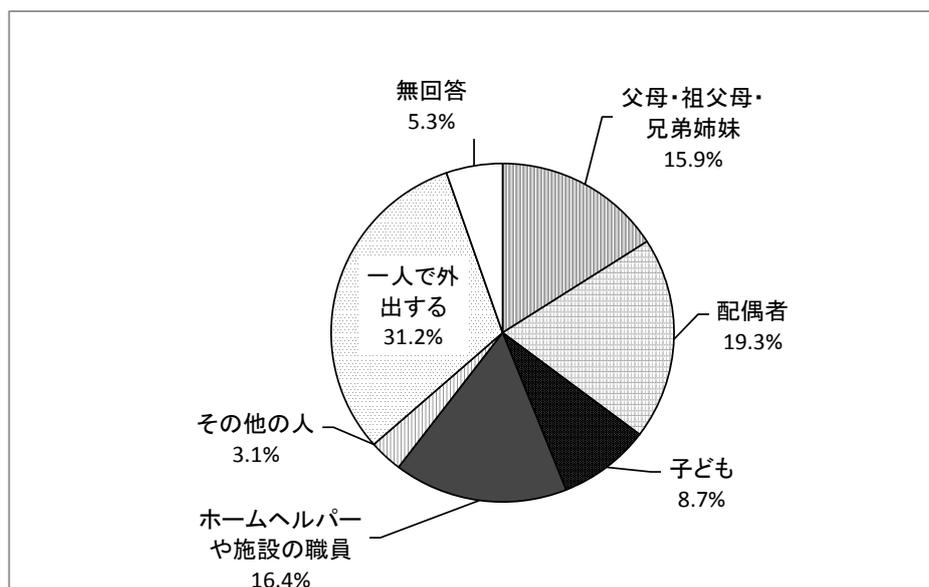
(3) 外出について

障害者の外出については、「1人で外出する」という人が約3割、同伴が必要な人が約6割となっており、同伴する主な人は、「配偶者（夫または妻）」、「ホームヘルパーや施設の職員」、「父母・祖父母・兄弟姉妹」となっています。

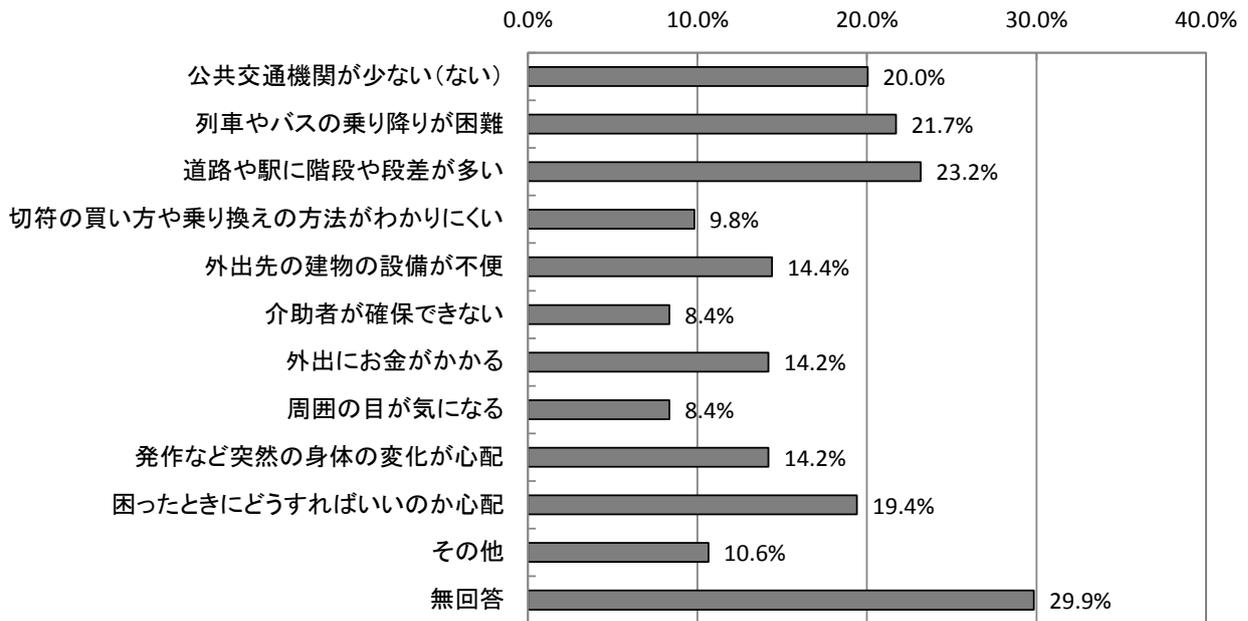
外出の際に困ることは、「道路や駅に階段や段差が多い」、「列車やバスの乗り降りが困難」、「公共交通機関が少ない（ない）」等となっています。

外出の際に必要な整備は、「歩道の整備、段差の解消」、「障害者用トイレの整備」「エレベーターの設置」などとなっています。

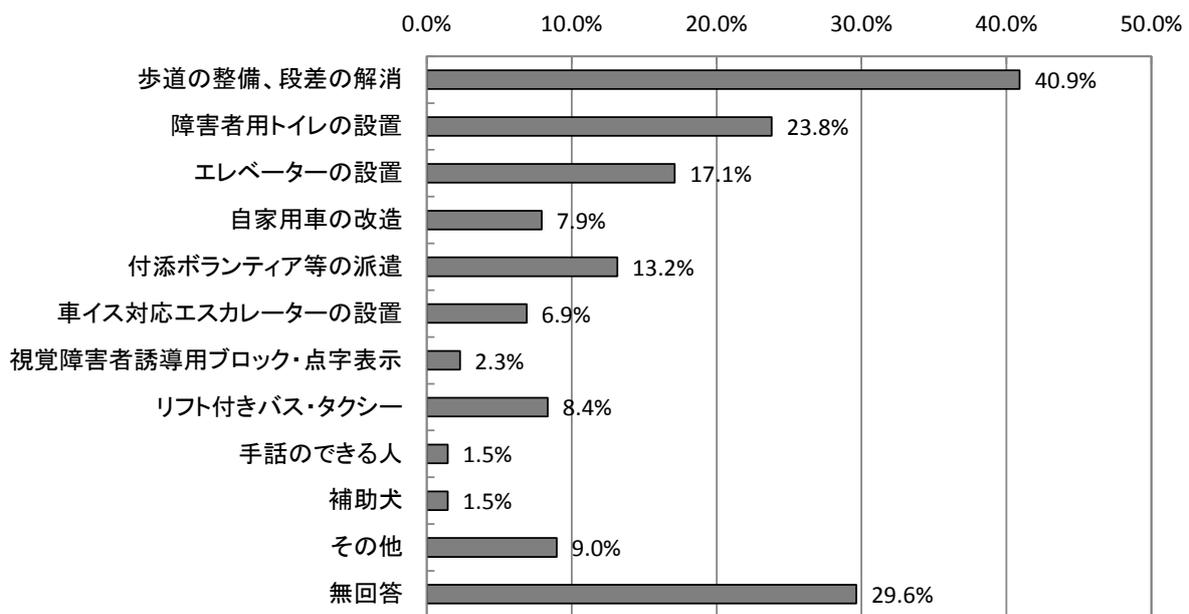
図表 2-22 外出する際の主な同伴者



図表 2-23 外出の際に困ること



図表 2-24 外出のために必要な整備



(4) 就労について

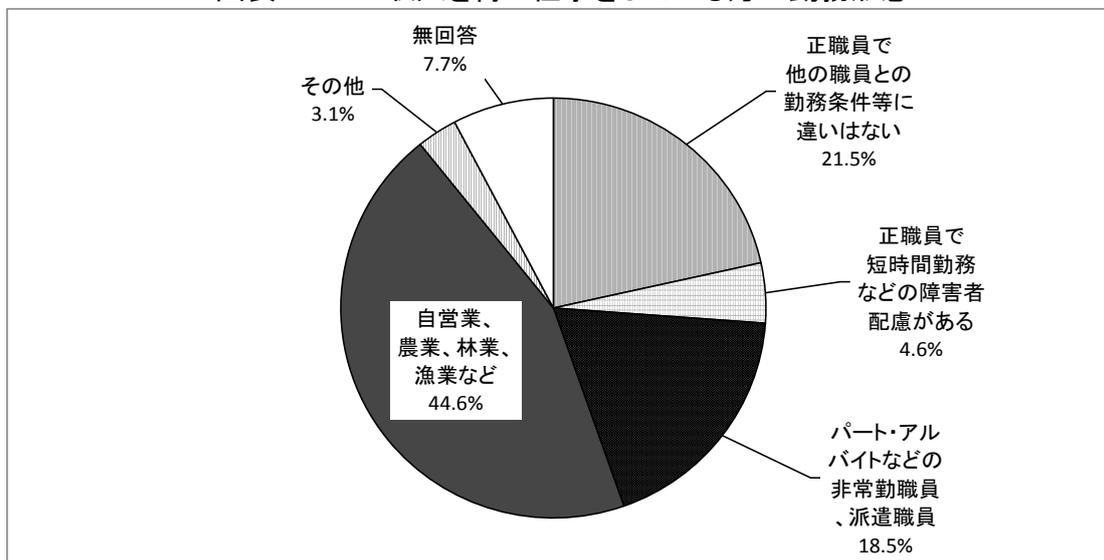
収入を得て仕事をしている方で「自営業、農業、林業、漁業など」が5割、「正職員（社員）で他の職員（社員）との勤務条件等に違いはない」、「パート・アルバイトなどの非常勤職員（社員）、派遣職員（社員）」が2割となっています。

また、仕事上で困っていることでは、「特に困っている事はない」、「仕事が体力的にしんどい」「体調を崩した時に休みが取りにくい」などとなっています。

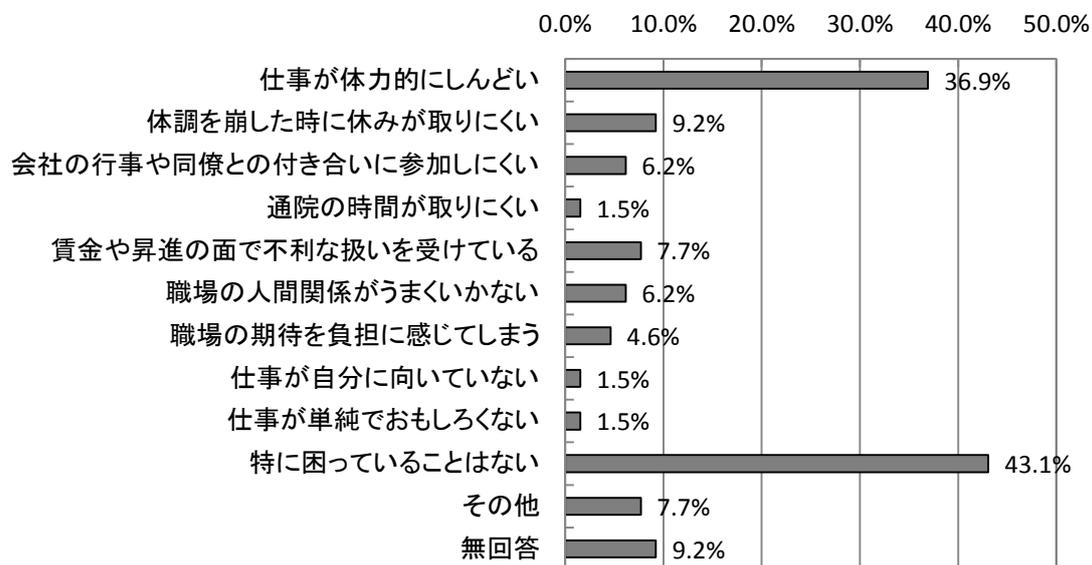
現在、就労していない方の就労意向は、「できれば仕事をしたい」、「重度の障害のため仕事が出来ない」の順となっています。

就労支援に必要なものは「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」、「通勤手段の確保」等となっています。

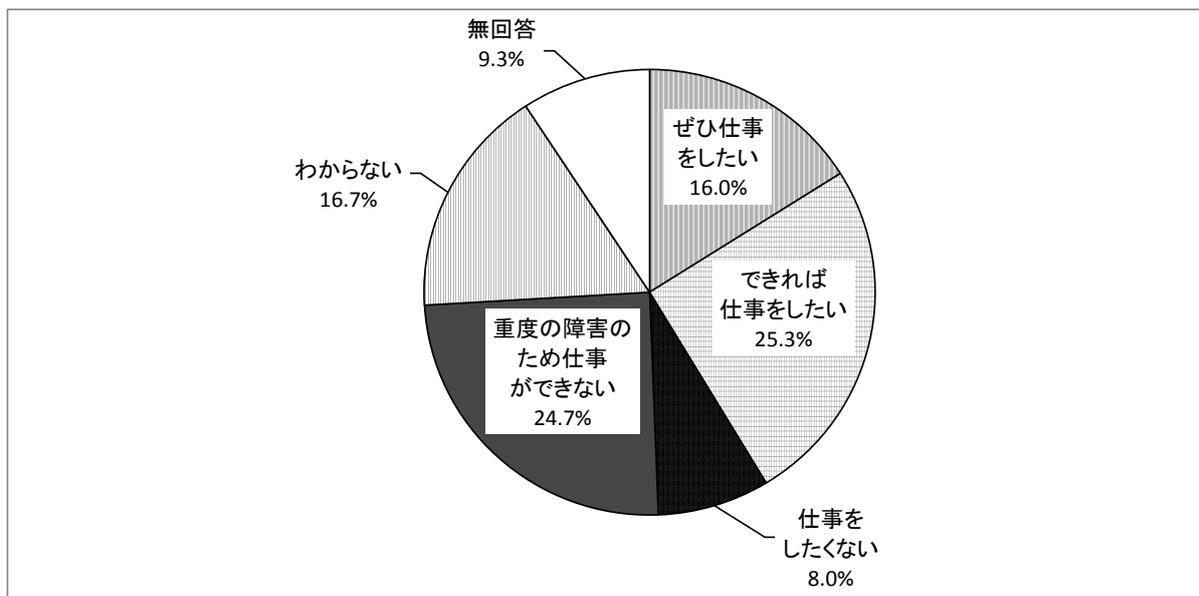
図表 2-25 収入を得て仕事をしている方の勤務形態



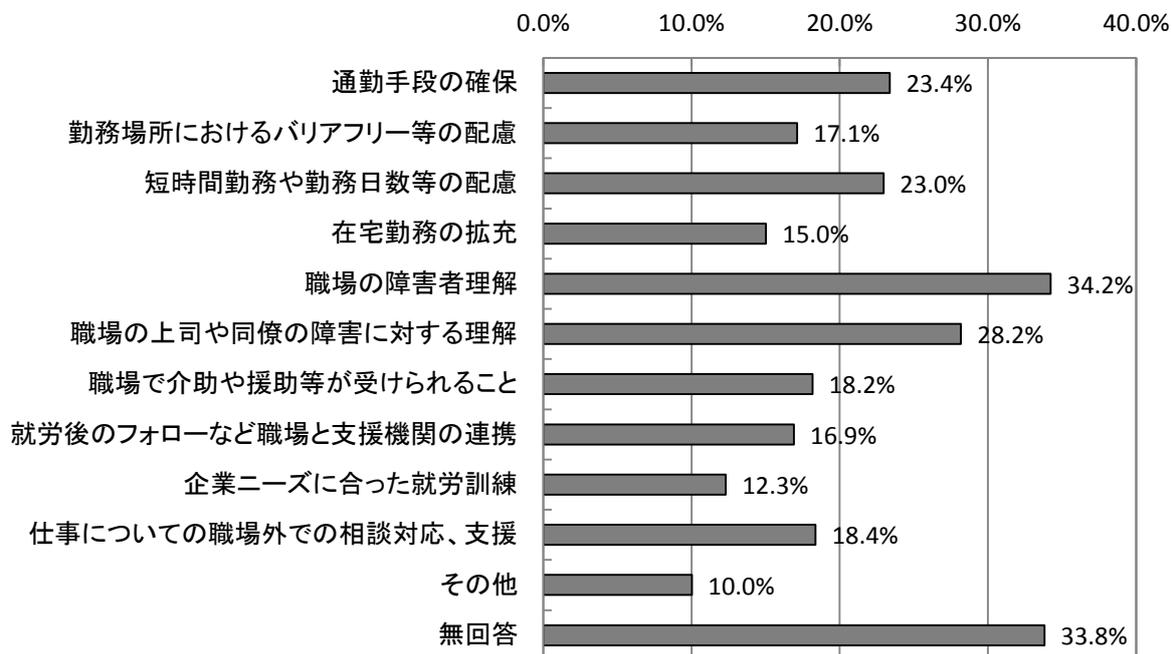
図表 2-26 仕事上の不満、困っていること



図表 2-27 収入を得る就労意向



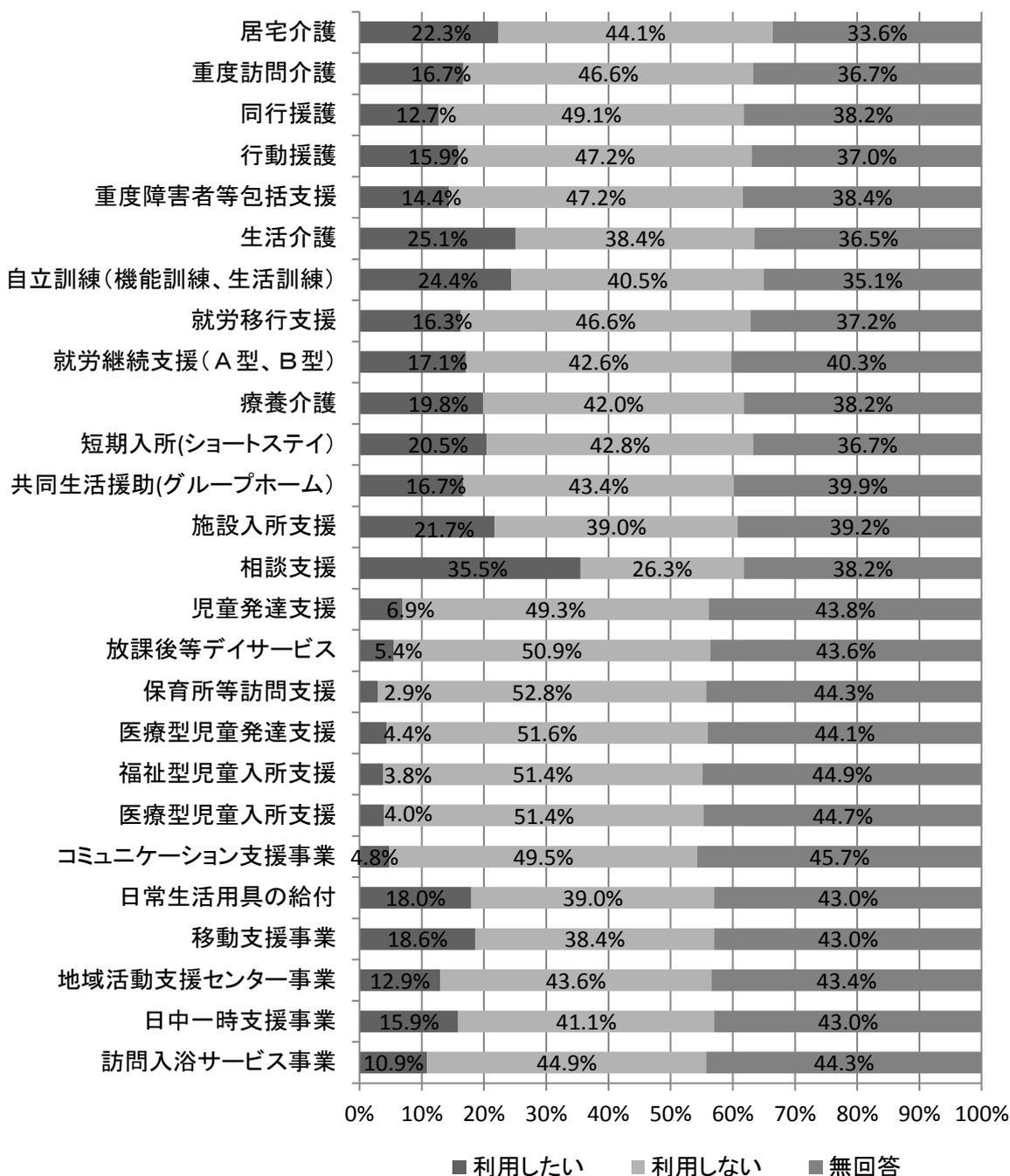
図表 2-28 就労支援に必要なもの



(5) 福祉サービスの利用意向

今後の福祉サービスの利用意向で利用したいサービスとしては、「相談支援」、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「居宅介護」、「施設入所支援」と、現状でも比較的利用の多いサービスがあげられています。

図表 2-29 福祉サービスの今後の利用意向

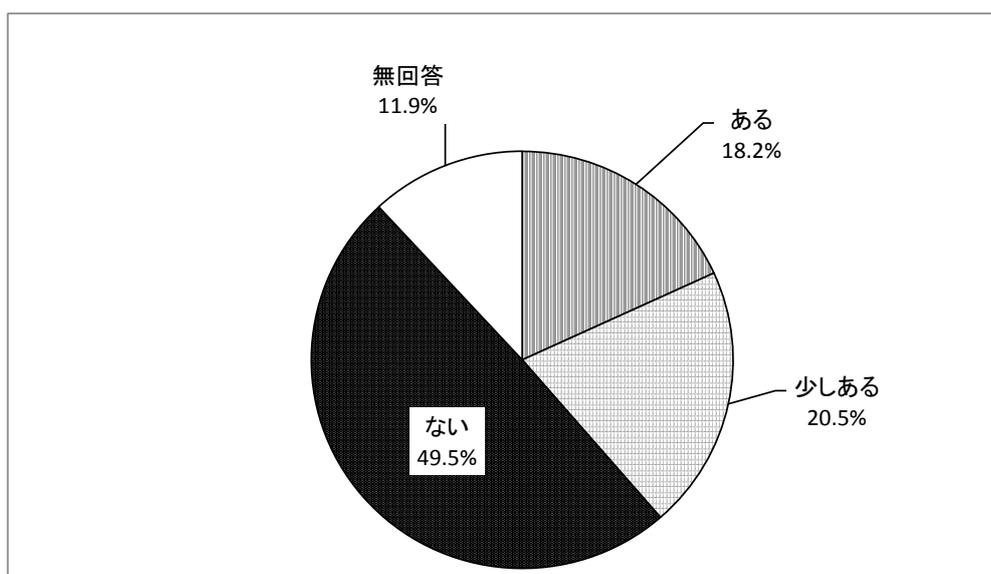


(6) 差別や嫌な思いをした場所や場面

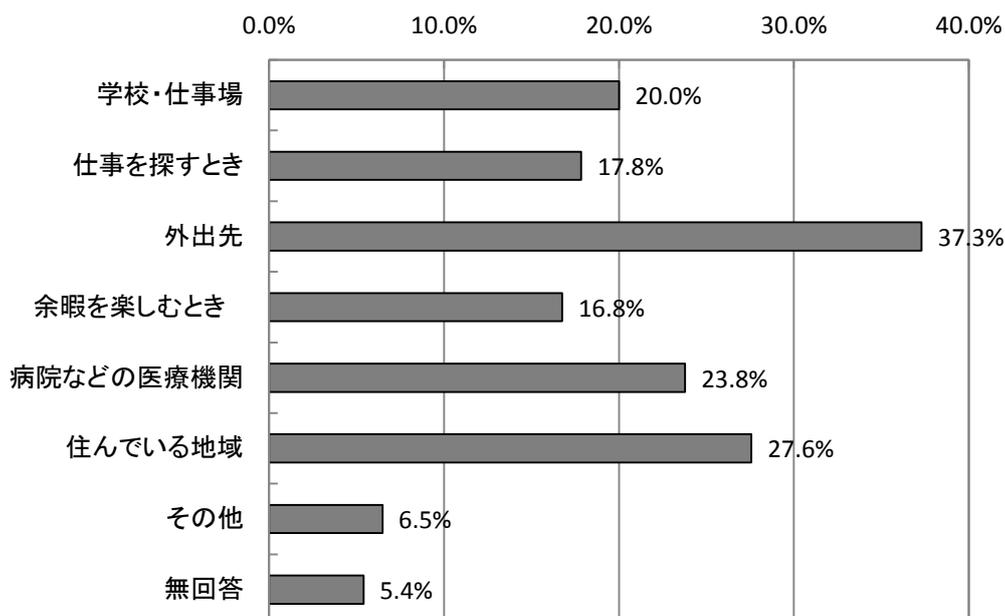
障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無については、約5割の人が「ない」と回答していますが、「ある」「少しある」との回答も4割程度となっています。

差別や偏見を感じた場所や場面については、約3割の人が「外出先」や「住んでいる地域」、約2割の人が「病院などの医療機関」、「学校・仕事場」などと回答しています。

図表 2-30 差別や偏見を感じたことがあるか



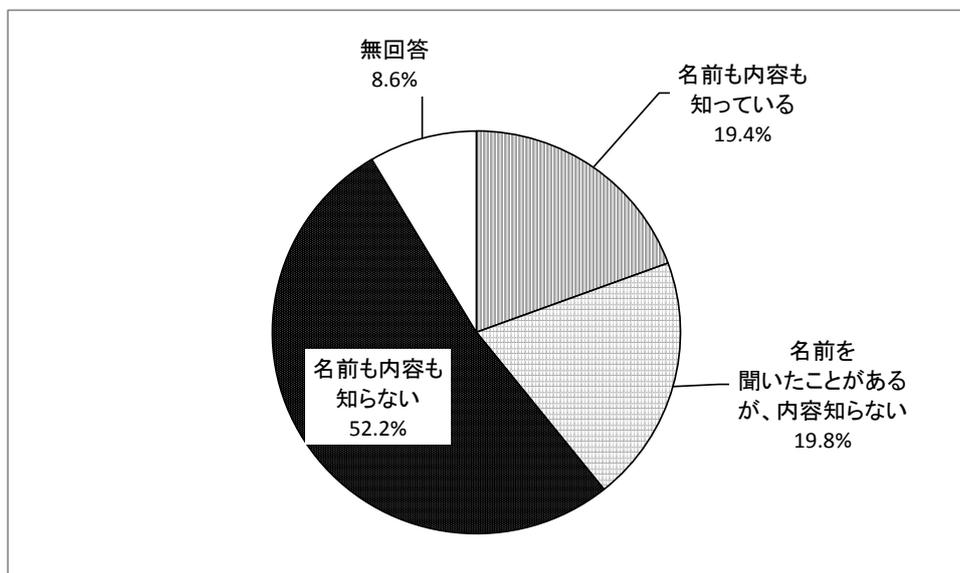
図表 2-31 差別や偏見を感じた場所や場面



(7) 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、約5割の人が「名前も内容も知らない」と回答しており、「名前も内容も知っている」と回答した人は約2割となっています。

図表 2-32 成年後見制度の認知度



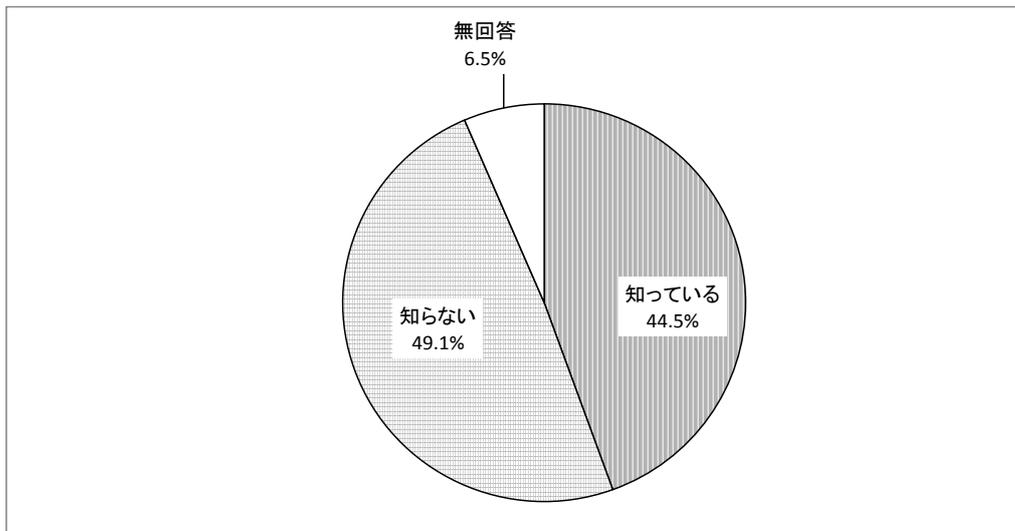
(8) 災害時の対応について

災害時の避難場所、避難経路の認知度については、4割強の人が「知っている」と回答していますが、約5割の人が「知らない」と回答しています。

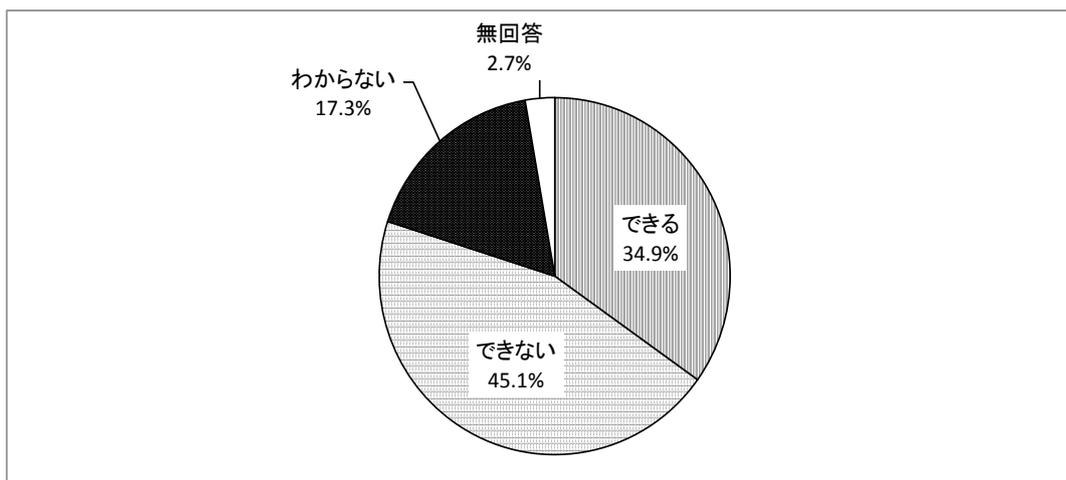
火事や地震等の災害時の一人での避難は、3割強の人が「できる」としていますが、「できない」との回答も5割近くとなっています。

火事や地震等の災害時に困ることは、約5割の人が、「安全なところまで、迅速に避難することができない」と回答しています。また、約4割の人が、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」と回答しています。

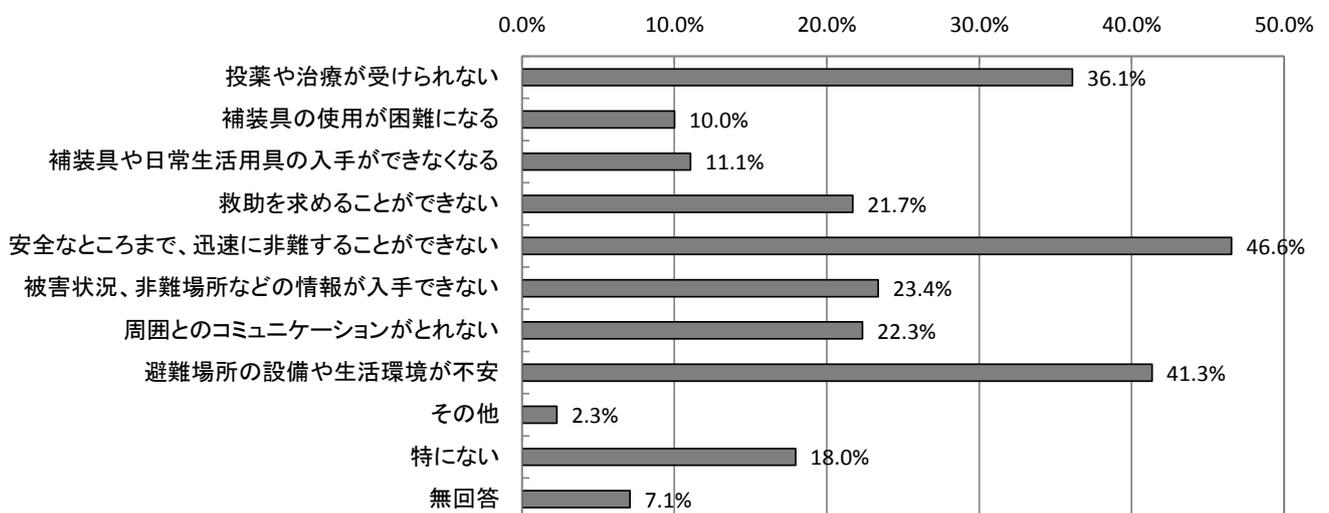
図表 2-33 災害時の避難場所、避難経路の認知度



図表 2-34 火事や地震などの災害時の一人での避難



図表 2-35 火事・地震等災害時に困ること



第3節 将来予測

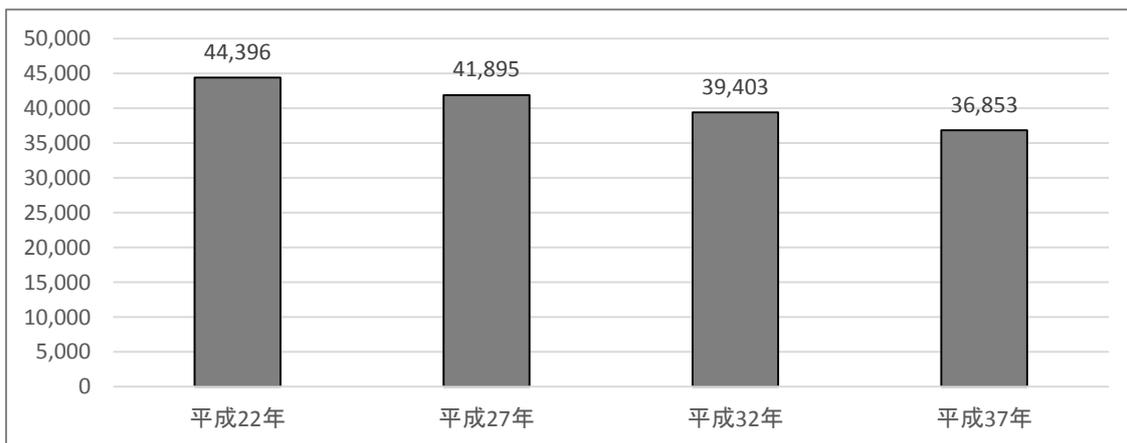
1 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口減少の傾向は今後も続くと予測されており、平成37年には36,853人まで減少すると予測されています。

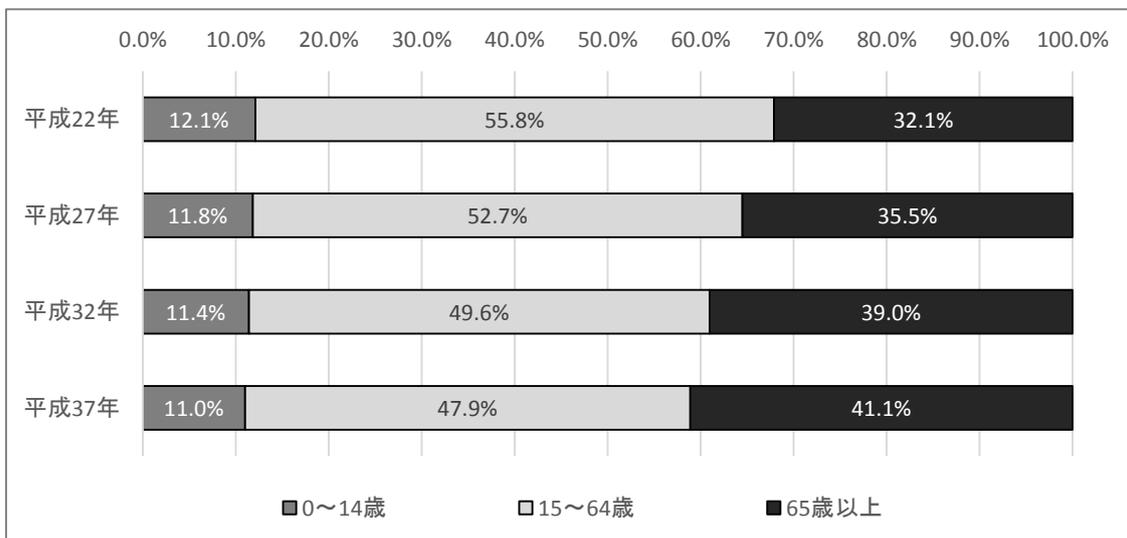
また、同研究所の推計によると、平成37年では若年人口が4,060人（11.0%）、生産人口が17,637人（47.9%）、高齢人口が15,156人（41.1%）となることが予測されています。

平成22年と平成37年を比べると、若年人口が1,313人、生産人口が7,134人減少したのに対して、高齢人口は904人増加しています。それに伴って総人口に占める割合は、若年人口および生産人口の割合が減少し、高齢人口の占める割合が大幅に増加することが予測されます。

図表 2-36 総人口の推計



図表 2-37 年齢階層別人口構成の推移



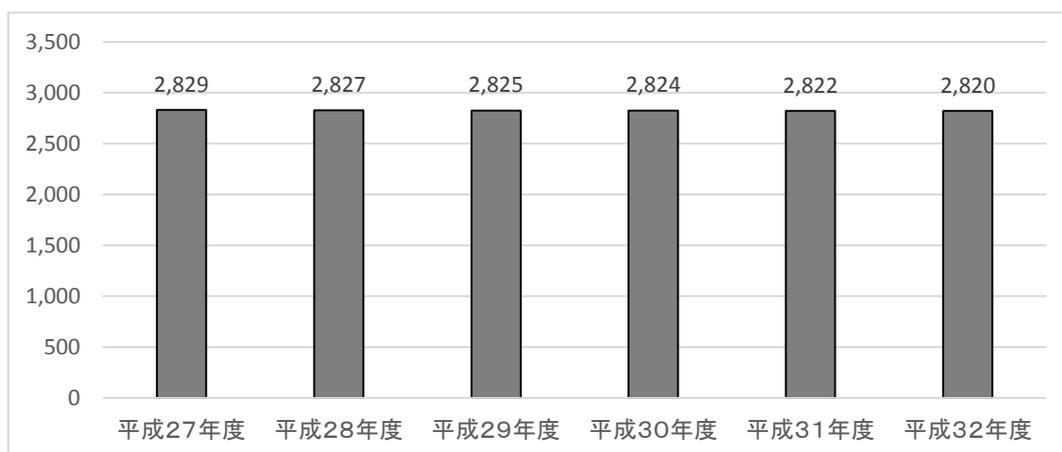
2 障害者数の推計

(1) 身体障害者

計画期間中の身体障害者数は、平成27年度が2,829人、平成28年度が2,827人、平成29年度が2,825人と予測され、わずかずつではあります減少することが予測されます。

年齢構成別では、15歳未満および15～64歳では減少傾向にありますが、65歳以上では増加することが予測されます。

図表 2-38 身体障害者数の推移



図表 2-39 年齢構成別の身体障害者数の推移

身体障害者割合	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年少人口 (0～14歳)	16	16	15	15	15	15
生産年齢人口 (15～64歳)	693	677	661	645	629	613
高齢者人口 (65歳以上)	2,120	2,135	2,149	2,164	2,178	2,192
合計	2,829	2,827	2,825	2,824	2,822	2,820

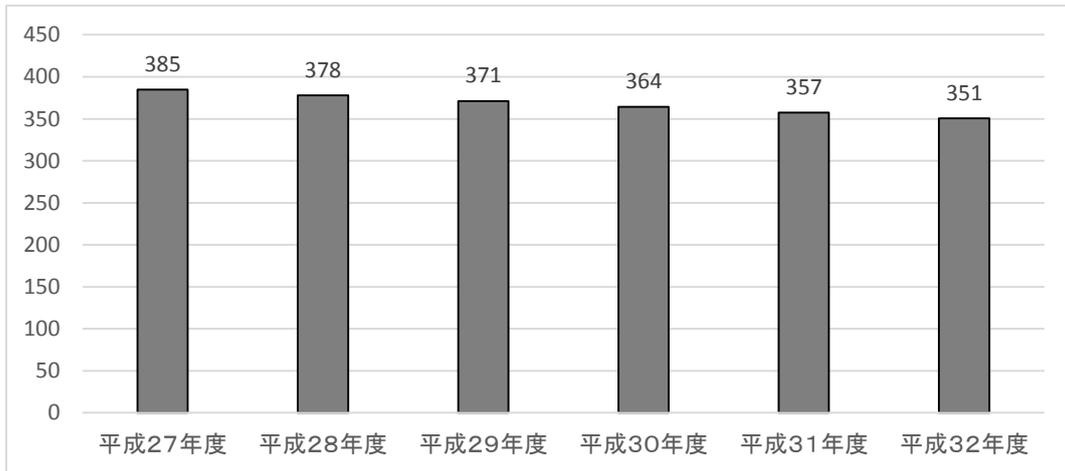
※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に平成26年度身体障害者の割合で算出した。

(2) 知的障害者

計画期間中の知的障害者数は、平成 27 年度が 385 人、平成 28 年度が 378 人、平成 29 年度が 274 人と予測され、わずかずつではありますが減少することが予測されます。

年齢構成別では、15 歳未満および 15～64 歳では減少傾向にありますが、65 歳以上では若干の増加が予測されます。

図表 2-40 知的障害者数の推移



図表 2-41 年齢構成別の知的障害者数の推移

知的障害者割合	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年少人口 (0～14歳)	36	36	35	34	34	33
生産年齢人口 (15～64歳)	287	280	274	267	261	254
高齢者人口 (65歳以上)	62	62	62	63	63	64
合計	385	378	371	364	357	351

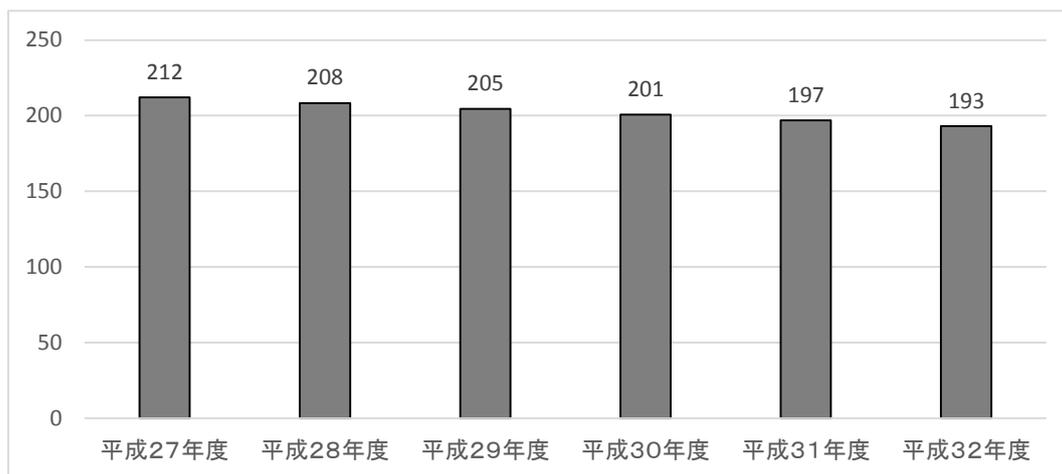
※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に平成 26 年度身体障害者の割合で算出した。

(3) 精神障害者

計画期間中の精神障害者数は、平成 27 年度が 212 人、平成 28 年度が 208 人、平成 29 年度が 205 人と予測され、わずかずつではありますが減少することが予測されます。

年齢構成別では、15 歳未満および 65 歳以上では変わりませんが、15～64 歳では減少するものと予測されます。

図表 2-42 精神障害者数の推移



図表 2-43 年齢構成別の精神障害者数の推移

精神障害者割合	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年少人口 (0～14歳)	2	2	2	2	2	2
生産年齢人口 (15～64歳)	175	171	167	163	159	155
高齢者人口 (65歳以上)	35	35	35	36	36	36
合計	212	208	205	201	197	193

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に平成 26 年度身体障害者の割合で算出した。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、障害者等が社会のあらゆる分野での参加を保障され、平等な社会が実現されることをめざす「完全参加と平等」を基本とし、障害の有無に関わらず、全ての人が平等に権利と義務を、能力に応じて補い合い、助け合って生きていく地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」と、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、人間らしく生きる権利の回復を図る「リハビリテーション」の理念を継承します。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念を具現化していくよう、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されない、誰も差別されない社会、ともに生き、支え合う社会づくり（ソーシャルインクルージョン）をめざして、

「住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして」

を計画の基本理念とします。

2 施策の方針

基本理念の実現を目指して本市で取り組む障害者施策の基本的な方向として、施策の方針を次のように定めます。

(1) 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、市民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の推進を図ります。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進します。

地域社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、市内企業、市民団体等の取り組みを積極的に支援します。

(2) 利用者本位の支援

住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者一人ひとりのニーズに対応して、ライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援に努めます。

支援の実施に当たっては、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制づくりを推進します。

利用者のニーズに沿った多様かつ十分なサービスを確保するため、地元企業等の活用を含め、市内関係機関・団体等と連携・協力してサービス供給主体の拡充を図ります。また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、NPOや地域住民団体との連携協力を推進します。

(3) 誰もが自分らしく生き生きと生活できるまちづくり

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進します。

また、現在障害者施策の対象となっていない方に対しても、障害の特性やニーズ、生活環境等必要性を踏まえ適切に対応します。

(4) 総合的かつ効果的な施策の推進

障害種別等によりサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、効果的な相談支援、サービス提供体制の整備に努めます。

また、地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、高齢者、児童等に関する他の計画との整合性に留意し、教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係機関相互の緊密な連携を図ります。

3 重点的に取り組むべき課題への対応

(1) 活動し参加する力の向上

① 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション

障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や交通・労災事故等の防止対策の推進に努めます。

障害の重度化を予防し、その軽減を図るため、障害の早期発見及び障害に対する医療、医学的リハビリテーションの提供を推進します。

障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害の軽減等に関する研究開発の促進を図ります。

② 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

障害者一人ひとりの多様なニーズに適合する各種福祉用具や機器等研究開発を促進するとともに、国際標準のガイドラインによる誰もが利用しやすい製品、サービスの普及を促進します。

③ IT革命への対応

急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、デジタルディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）解消のための取り組みを推進します。

ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し、経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を促進します。

また、障害者等が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークの構築を促進します。

(2) 活動し参加する基盤の整備

① 自立生活のための地域基盤の整備

障害者等が地域において自立し安心して生活できることを基本にその基盤となる住宅、公共施設、交通等の基盤整備を一層推進するとともに、障害者本人、ボランティア、地域住民の参加の下に関係機関の緊密な地域的協力により障害者の日常生活の支援体制を充実します。

また、障害者等の自立に重要な役割を担う家族に対する支援策の充実を図り、家庭における障害者等の自立への取組を支援します。

② 経済的自立基盤の強化

地域での自立した生活を可能とするためには経済的な基盤の確立が不可欠であり、

雇用・就業、年金、手当等により経済的に自立した生活を総合的に支援します。

このため、IT等の活用や市内企業との連携による職業能力開発を強化するとともに、福祉、医療、教育など関係分野の連携による支援体制を構築することにより、障害者等の働く力の向上を支援します。

(3) 精神障害者施策の総合的な取組

精神障害者に係る保健・医療、福祉など関連施策の総合的かつ計画的な取組を促進します。

入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進し、退院・社会復帰を可能とするためのサービス基盤整備を促進します。

4 施策体系



第4章 施策の総合的な展開

第1節 啓発・広報

【現状と課題】

障害のある人をはじめ、誰もが住みよい平等な社会をつくっていくためには、障害について正しい知識を広めるとともに、障害者に対する理解を深めていくことが重要です。そのため、障害のある人とのふれあいや交流を促進するとともに、様々な機会における啓発・広報活動の充実が求められます。

また、「障害者週間」等における啓発活動や学校における福祉教育を推進するとともに、市民及び障害者自身のボランティア活動を推進する必要があります。

【施策の方針】

ノーマライゼーションの理念の浸透をめざして、市民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、様々な機会をとらえ、啓発・広報の充実を図るとともに、障害者が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

【基本施策】

1 啓発広報の推進

施策項目	施策の内容
① 啓発・広報の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙、ホームページ、社協だより等の積極活用、ふれあいフェスタ等関係機関や福祉団体の行う行事への積極参加、啓発用パンフレットの作成・配布、障害者等と市民が日常的に直接ふれあう機会の創出などを通して、障害者等に対する理解の促進を図ります。
② 「障害者週間」の啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 毎年12月3日～9日の「障害者週間」の意義を再認識し、障害者団体・地域住民・ボランティア団体等が開催するイベントへの市民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、啓発・広報の推進に努めます。・ また、広報紙を通じて「障害者週間」の意義の周知・

	徹底を図り、障害者等との交流、理解の促進を図ります。
--	----------------------------

2 福祉教育の推進

施策項目	施策の内容
①学校教育における福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等に対する正しい理解を深めるためには、小学校低学年からの福祉教育が必要です。 ・学校教育において、児童・生徒に対し、特別支援教育についての理解と認識を深めるため、福祉に関する副読本の配布、手話交流学習の開催、障害者等との交流会などを推進し、福祉教育の充実を図ります。
②各種講座の開催等による啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座の開催や講座等において、映画・フィルム等のライブラリーの積極活用を推進するとともに、県関係機関と連携を密にし、市民の特別支援教育に対する理解と認識を深める啓発活動に努めます。

3 ボランティア活動の推進

施策項目	施策の内容
①ボランティア養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・本市におけるボランティアの活動は、主として地域清掃や慰問等を行っていますが、今後は、地域のボランティア団体や身体障害者福祉協会などと連携し、音訳、点訳、手話、要約筆記等、障害者等のニーズに対応できるボランティアの育成講座を計画的に開催していきます。
②ボランティア情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等を利用し、ボランティア登録団体や養成講座の開催等の情報を提供します。

第2節 生活支援

【現状と課題】

障害者等が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域におけるさまざまな支援体制が必要です。特に、施設入所している障害者等が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。障害者等は心身の状態により、食事、排せつ、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障害者等の生活を支えているのは、高齢化などさまざまな困難を抱える家族が担っている状況にあります。このため、地域全体で障害者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。この課題を解消するために、市、障害者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担して、地域で障害者等の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

【施策の方針】

障害者等の自立した生活を支える体制の整備や障害者等が住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めるとともに、既存施設の活用等を視野に入れながら、市や関係団体等と連携し、障害に応じた施設整備の充実に努めます。

【基本施策】

1 生活支援体制の整備

施策項目	施策の内容
①相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、障害者等が安心して相談できる体制の充実に努めます。・障害者等の総合的な相談に応じる相談支援事業の周知を図り、利用を促進します。・障害者等の権利擁護の促進を図ります。

2 在宅支援の充実

施策項目	施策の内容
①在宅支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）は、障害者総合支援法に基づき実施します。 ・障害者総合支援法による在宅支援（介護・訓練・医療・補装具給付）の充実と必要に応じた適切な利用促進に努めます。 ・地域生活支援事業（地域活動支援センター・移動支援・コミュニケーション支援・日常生活用具給付・相談支援事業等）の充実と必要に応じた適切な利用促進に努めます。
②児童デイサービス事業（児童発達支援）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービス（児童発達支援）の療育機能を充実し、障害児等の保護者などからの相談、関係機関との連携、児童の心身の状況に応じたケースマネジメント（個別計画）など、幼児期から就学前までの一貫した療育体制の強化に努めます。
③福祉用具の給付等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、日常生活用具の給付等を行います。

3 施設支援の充実

施策項目	施策の内容
①障害者の就労継続支援施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を支援する自立訓練施設、就労継続支援施設、共同作業所は民間活力を活用しながら充実に努めます。
②生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力によるグループホーム、ケアホーム等の居住場所の設置、確保に努めます。
③福祉施設における地域住民等との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

第3節 生活環境

【現状と課題】

障害者等が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅の確保と、障害者等の日常生活や社会生活における自由な活動を制約している様々な障壁を取り除くことが重要です。そのために、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を促進し、障害者が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりを、市民と一体となって推進していく必要があります。

近年、多発する地震災害をはじめ、台風、豪雨等の自然災害や火災、事故等に対し、障害者の安全を確保するためには日頃の備えが重要です。障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、緊急時の救助・救援体制や避難誘導體制、避難経路・避難場所の確保等について日頃から整備、訓練しておく必要があります。

また、悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の女性や高齢者等を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルが増えています。警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、犯罪やトラブルの未然防止に努めるとともに、障害者に対する注意の喚起や情報の提供、相談体制の充実等を通して障害者が地域社会で安心して生活できる生活環境づくりを進める必要があります。

【施策の方針】

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

思いやりの心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障害者等が自分の意思で自由に行動し、参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図ります。

また、障害者等を事故、犯罪、災害などから守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進します。

【基本施策】

1 建築物等の整備

施策項目	施策の内容
①公共施設におけるバリアフリー化の推進	・市役所庁舎、公民館、図書館、公園、文化・スポーツ施設など公共施設等におけるバリアフリー化の

	推進に努めます。
②住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅は生活の拠点であり、「障害者向け住宅」の整備促進は重要な施策です。今後、障害者の住宅需要を的確に把握し、構造・設備等に配慮します。 ・既存の住宅については、障害者等の居住性向上の為、安全性とバリアフリー化の確保に努めます。 ・障害者等や高齢者が安心して快適に生活できるような住宅を整備する趣旨により、鹿児島県が策定した設計指針「鹿児島県福祉のまちづくり条例」について普及を図り、必要に応じて住宅相談等を実施します。 ・障害者の持ち家取得の促進と、居住水準の向上のための住宅改修を進めるため、「生活福祉資金貸付制度」等各種制度の周知や活用を図るとともに、障害者向け住宅の整備・改善に対する情報提供や援助・助言に努めます。 ・住宅金融公庫融資における障害者と同居世帯に対する割増貸付などの普及促進を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる住環境の整備を進めます。

2 移動・交通対策の推進

施策項目	施策の内容
①道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の自立と社会参加を促し、生活圏の拡大を図るため、法令や各種ガイドライン等に基づき、移動ニーズへの対策を講じます。 ・障害者等が安全に歩行できる歩行空間の確保に努め、障害者用マップ等を利用し、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを進めます。 ・視覚障害者用音響信号機等の設置をさらに推進するとともに、誰もが使いやすい道路、交通環境の整備に努めます。
②JR指宿駅前等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・JR指宿駅前、交通連結の利便性を高め、活力と潤いのある地域の玄関口にふさわしい魅力ある駅前広場等の整備を推進します。 ・障害者等が安心して利用できるユニバーサルデザイン・トイレの設置を検討します。

3 防犯・防災体制の充実

施策項目	施策の内容
①交通安全・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が安全かつ安心して暮らせるよう、警察をはじめとする関係機関・団体と連携し、交通安全意識や防犯意識の高揚を図り、交通安全対策の充実、強化、犯罪の未然防止に努めます。
②消費生活対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市・県消費生活センターや法テラス、警察署等の関係機関と連携のもと、消費生活に関する情報の収集を行い、市広報紙やホームページ等を活用した情報提供に努めます。 ・ 消費生活に関するトラブルの未然防止や問題解決について、消費生活相談業務の充実に努めます。
③防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者等、外国人など、災害時の行動に手助けを要する人が増えていることから、「災害時要援護者避難支援プラン」を作成するとともに、市社会福祉協議会の「地域福祉支援システム」の情報を消防関係者と共有して、安全かつ迅速な避難を支援します。 ・ 住宅火災による死傷者の発生を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、住宅等の防火診断を推進します。 ・ 防火機器等の設置を推進し、ホームヘルパーなどと連携して、障害者のいる家庭等の所在の積極的な把握により、役割に応じた安全対策を進めます。 ・ 防火知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障害者のいる家庭や施設職員等の関係者に対して、防火教育・訓練を実施します。 ・ 緊急通報装置の整備、火災・急病などの緊急時に「おたすけくん」等により電話回線を通じて、直接消防機関も通報できる緊急通報体制等整備事業を促進します。 ・ 火災等の緊急時に、地域住民による自主的な救出・援護等の活動を実施するための自主防災組織を整備し、地域の協力体制の整備を推進します。

第4節 教育・育成

【現状と課題】

障害のある子どもの障害の重度化を防ぐためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要です。市では乳幼児健診の際、発達障害が疑われる乳幼児に対し早期療育を勧め、児童デイサービスでの療育を実施していますが、今後とも、関係機関と連携を図り、障害児や発達障害が疑われる児童の早期発見・早期療育に努める必要があります。

また、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況も踏まえ、障害の種類や程度等に応じて乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障害のある子どもやその保護者に対する相談支援の体制整備が必要です。

学校教育においては、特別支援教育に移行する中で、障害のある子どもが地域の中で自分らしく生活していけるよう、一人ひとりの個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一層の充実を図る必要があります。

【施策の方針】

関係機関が連携して障害の早期発見・早期療育の推進を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

【基本施策】

1 幼児教育

施策項目	施策の内容
① 障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none">・障害のある乳幼児が保育所入所できる体制づくりを構築し、一般乳幼児とともに集団保育の機会を与えることは、障害児にとって健全な社会適応を促進するためには重要な施策です。・関係機関が連携して障害の早期発見、早期療育の推進を図り、障害のある子ども一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな教育や療育が行えるよう

	支援体制の強化に努めます。
②療育の充実	・障害のある児童または発達障害が疑われる児童の早期療育のため、児童発達支援の充実に努めます。
③障害児就学相談の充実	・障害を克服・改善するための療育相談や指導方法、就学等について相談に応じるため、教育委員会、児童相談所など県の機関との連携を密にし、巡回教育相談・訪問教育相談を実施します。

2 学校教育

施策項目	施策の内容
①就学相談や指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者一人ひとりの能力・適性について児童相談所などの専門的機関による検討結果に基づき、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら療育指導や適正な就学指導の体制を構築します。 ・障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、「特別支援教育」や卒業後の円滑な就労支援を目的とし、一人ひとりのニーズに応じた職業教育や進路指導の充実に努めます。 ・学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、障害のある子どもや保護者に対する入学時から卒業まで一貫した効果的な相談支援体制の充実に努めます。
②障害児を理解する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児と健常児が共に活動できる機会を充実させ相互理解を深めるとともに、将来、地域社会で協力し合えるよう、特別支援学校などとの交流を図り、地域の小・中学校と交流教育・交流活動を推進します。
③肢体不自由児の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障害のある障害のある児童生徒を、教育委員会と連携を密にして学校に受け入れる体制の整備を図ります。
④施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育療育施設において、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めます。障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加え、情報機関等学習を支援する機関・設備等の整備を推進します。

⑤指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの障害のある児童への対応が課題となっています。 ・障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うための研修会や講習会を開催し、指導力の向上を図ります。
---------	--

3 社会教育

施策項目	施策の内容
①社会教育施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の社会教育活動の場として、社会教育施設を有効に利用できるよう施設のバリアフリー化など改善に努め、各種サービスの拡充を図ります。
②地域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等と健常者との“心のふれあい”を通して、障害者等に対する正しい理解を深めるとともに、学習機会の充実に努め、障害者等の積極的な社会参加を促します。
③障害者スポーツ教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度に応じて、多様なスポーツ教室の開催やスポーツ団体との連携を図り、心身のリフレッシュや社会参加の促進を図ります。

第5節 雇用・就業

【現状と課題】

国の障害者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」の実現のためには、職業を通じた社会参加の促進が重要です。

障害者とその適性と能力に応じて就職し、社会経済活動に参加することは、地域社会において自立した生きがいのある生活を送るうえで重要な意義を持っています。

障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、その能力に応じて適切な職業に従事できるよう、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導・訓練及び職業紹介等の支援を図るとともに、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要です。

【施策の方針】

障害者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障害者の適性に則した雇用機会の確保、並びに就労環境の整備を推進します。

障害者の雇用を進めるにあたっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障害者の雇用についての啓発・広報に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

【基本施策】

1 一般就労への移行支援

施策項目	施策の内容
①入所から一般就労への移行支援	<ul style="list-style-type: none">・事業者に対して就労移行支援事業の取組を推進し、一般就労への移行を推進します。・また、障害者が身近な地域で就労継続支援を利用できるように就労継続支援事業への移行を民間事業者に働きかけます。
②一般就労を希望する障害者への支援体制の検討	<ul style="list-style-type: none">・一般就労を希望する障害者の意向をふまえ、関係機関、団体等の連携により就業を支援する体制づくりに努めます。

2 雇用の推進

施策項目	施策の内容
①職場環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障害者が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ、職場環境の改善に努めます。
②障害者雇用率制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用率制度は障害者の雇用促進策の根幹であることから、公共職業安定所と連携を図りながら、市内企業に対して障害者の雇用を拡大するよう働きかけます。 ・また、平成 17 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され「障害者法定雇用率」の対象に精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者も加えられたことから（平成 18 年 4 月施行）、その対応についても公共職業安定所と連携を図りながら、市内企業への働きかけに努めていきます。
③公的機関における障害者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所関係課、関係機関及び社会福祉法人などに働きかけを行い、市役所・公共施設や福祉施設などにおける障害者の雇用を促進します。
④雇用の場における障害者の人権の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、関係機関と連携・協力し、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。

3 福祉的就労の場の整備

施策項目	施策の内容
①就労継続支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般企業での就労が困難な人の就労を支援するため、就労継続支援事業（A型・B型）の利用を促進します。 <p>※就労継続支援事業（A型）</p> <p>①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方、②盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に</p>

	<p>必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。</p> <p>※就労継続支援事業（B型）</p> <p>①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった方、③以上に該当しないものの50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難とされた方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。</p>
<p>②福祉的就労の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所と連携を図りながら、障害者が身近な地域で就労継続支援を利用できるよう、就労継続支援事業への移行を民間事業者に働きかけます。

第6節 保健・医療

【現状と課題】

障害の原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医療、医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

また、障害者の高齢化が進む中で、生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実とともに、障害の特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

精神障害については、社会生活からのストレスなどが原因となっているケースが多くみられ、身体だけでなく心の健康づくりも大きな課題となっています。

【施策の方針】

障害の原因となる疾病の予防及び早期発見、早期対応が重要であることから、障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに、疾病及び障害者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

【基本施策】

1 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

施策項目	施策の内容
①障害の原因となる疾病等の予防・早期発見	<ul style="list-style-type: none">・障害の発生予防・早期発見のため、ハイリスク母子保健訪問指導など妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等の適切な実施に努めます。・また、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会や広報紙等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策について家族等に普及啓発を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。 ・後遺症として肢体不自由、視覚障害及び様々な内部障害をきたす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する健康相談等の提供機会の充実を促進します。
②障害の原因となる疾病等の治療	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医師会等との連携を図り、適切な治療が受けられるよう働きかけていきます。

2 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

施策項目	施策の内容
①障害に対する医療・医学的リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の軽減が期待される治療やリハビリテーションについては、医師会等との連携を図りながら、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供ならびにサービス提供の確保を図ります。
②障害に対する適切な保健サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の健康の保持増進を図るため、保健・福祉の連携を強化し、サービス提供の充実に努めます。

3 精神保健・医療施策の推進

施策項目	施策の内容
①心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における心の健康について、正しい知識の普及啓発と、周囲のサポート体制の充実に努めます。
②精神障害者の社会復帰の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入院が多いなど、精神障害者の地域生活を支える体制が不十分であることから、地域生活援助（グループホーム）や在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。

第7節 情報・コミュニケーション

【現状と課題】

情報通信技術（IT）の発達は、障害者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。

しかしながら、障害者にとっては、その障害ゆえに様々な情報通信手段を利用する機会や情報通信技術を習得する機会が十分でなく、大きな情報格差が生じています。

このため、障害者等が情報通信技術（IT）を利用する機会や修得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

また、視覚障害者や聴覚障害者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障害者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実が求められています。

【施策の方針】

障害者等も障害のない人と同じように、情報通信技術（IT）の発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障害の特性に対応した情報提供の充実を図ります。

【基本施策】

1 ホームページのバリアフリー化の推進

施策項目	施策の内容
①ホームページのバリアフリー化の推進	・障害者等に配慮し、文字拡大機能などホームページのアクセシビリティ（閲覧保障性）の向上を図ります。

2 障害の特性に対応した情報提供の充実

施策項目	施策の内容
①障害の特性に対応した情報提供の充実	・視覚障害者のための点訳・音訳、聴覚障害者のための手話通訳、要約筆記などの奉仕員を養成し、障害の特性に配慮した情報提供の充実に努めます。

3 コミュニケーション支援体制の充実

施策項目	施策の内容
①コミュニケーション支援体制の充実	・身近に利用できる施設の整備や情報の提供等による障害者の活動機会の拡充をし、障害者等の社会参加を支える社会風土の醸成に努めます。

第8節 権利の擁護

【現状と課題】

国は、障害者基本法において、障害者等に対して障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害することを禁止しています。また、障害者等の社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについて選択する機会の確保と地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを定めています。さらに、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会確保及び情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大等、障害者等が地域社会において他の人々と共生するための基本的な権利の擁護について規定しています。

障害者等の自立と社会参加を促進する上で、市民一体となって、地域社会における社会的障壁の除去に取り組むことが必要です。また、社会の変化に伴い、DV やいじめ、児童虐待などの生命に危険を及ぼす事件やインターネット等による誹謗中傷、セクシャルハラスメントなど表面化しにくい人権侵害なども新たな社会問題となっています。

これらの諸問題を解決するには、市民一人ひとりがそれぞれの立場で、人権の尊重や社会的障壁について学び、理解して、差別や偏見のない、明るい社会づくりに取り組むことが必要です。また、警察をはじめ、関係機関・団体が連携して、虐待防止や人権侵害等の予防に努める必要があります。

【施策の方針】

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるために、関係機関や団体と連携を図りながら、学校、家庭、職場などさまざまな場面で人権教育啓発活動を進め、一人ひとりを大切にする、差別や偏見のない明るい社会の実現に努めます。

知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営めるよう、社会福祉協議会や法テラス等の関係機関・団体が連携して、障害のある方の権利利益が損なわれないよう、法的な支援の充実に努めます。

障害者虐待防止法の施行に伴い、「市虐待防止センター」の機能整備を図り、虐待の予防及び自立の支援、養護者に対する支援体制の整備に努めます。

【基本施策】

1 差別や偏見のない明るい社会づくり

施策項目	施策の内容
①人権教育の推進	・学校や地域、職場における人権学習の機会の充実を図り、人権問題に対する理解と認識を深めます。また、国・県等と連携しながら人権教室、人権の花運動、人権作文コンテスト等を実施し、差別に対する理解と、相手の立場で考えることのできる感性豊かな人間形成を目指した人権教育を推進します。
②人権啓発活動の推進	・人権にかかる関係機関や団体と連携を図りながら、パンフレットや広報紙等を活用し、人権教育・啓発活動を推進します。

2 障害者の権利の擁護

施策項目	施策の内容
①成年後見制度の利用支援	・知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営めるよう、成年後見制度に関する相談、利用にあたっての支援の充実に努めます。
②人権相談の実施	・特設人権相談所の開設による相談体制の充実強化を図り、市民の人権侵害による悩みや不安を解消するとともに、人権意識の高揚を推進して行きます。また、人権侵害の防止や早期発見のため、婦人相談員の周知及び窓口の充実を図ります。

3 虐待の防止

施策項目	施策の内容
①虐待防止センターの機能整備	・障害者の虐待を予防し、自立の支援及び養護者に対する支援制度の整備を図るため、障害者虐待防止法により規定された「市虐待防止センター」の機能の整備を推進します。
②相談支援の充実	・虐待の予防、早期発見の観点から、病院、警察を

	<p>はじめ、家庭児童相談員や地域子育て支援センターなどの関係機関との連携に努め、個々のケースに応じた適切な対応を図ります。</p>
--	--

第9節 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション

【現状と課題】

文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動の推進は、障害のある方の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で大きな役割を果たします。特に、スポーツは体力の向上や健康増進に大いに役立ちます。

スポーツに限らず、障害の特性に応じて、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションに親しめる環境づくりを進めることが必要です。

障害福祉の分野においても国際交流や国際協力が活発になってきています。文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等を通して、国内だけでなく諸外国の障害のある方とも交流を図り、相互理解を深めることは、障害者等の自立と社会参加を促進する上で大きな意義があります。

【施策の方針】

障害のある方の生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するため、障害の特性に配慮しながら、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションへの参加促進と参加しやすい環境づくりに努めます。

また、活動を通して、国内外及び地域を越えた人的な交流と協力を促進します。

【基本施策】

1 文化芸術活動への参加促進

施策項目	施策の内容
①文化芸術活動への参加促進	・文化芸術活動に参加する機会の充実を図るとともに、活動成果を発表する機会の充実に努め、交流と社会参加を促進します。

2 スポーツ・レクリエーションの推進

施策項目	施策の内容
①障害者スポーツ教室の開催	・障害の程度に応じて、多様なスポーツ教室の開催やスポーツ団体との連携に努め、スポーツ、レクリエーション活動への参加を促進し、心身のリフレッシュや社会参加を図ります。
②指導者の育成	・障害の程度や特性に応じた指導者の確保・育成と資質の向上を図り、障害者スポーツの普及啓発に努めます。

3 地域交流の推進

施策項目	施策の内容
①地域交流の推進	・ 障害者と健常者との“心のふれあい”を通して、障害者等に対する正しい理解を深めるとともに、学習機会の充実に努め、障害者等の積極的な社会参加を促します。

第5章 第4期指宿市障害福祉計画

第1節 障害福祉計画の概要

1 計画の位置づけと策定期間

第4期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

今回の第4期障害福祉計画は、第3期（平成24年度から平成26年度）に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、平成27年度から平成29年度までの計画を定めます。

《計画期間と見直し》

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間		
第2期の実績及びつなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、数値目標及びサービス見込み量を設定			第3期の実績及び障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、数値目標及びサービス見込み量を設定			第4期の実績を踏まえ、第5期計画を策定		

2 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある市民を対象とします。高次脳機能障害や難病患者を含みます。

3 計画の見直し

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

4 計画の内容

(1) 記載すべき事項

第4期障害福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

(2) 成果目標と活動指標

【成果目標】

- ① 施設入所者から地域生活への移行促進（継続）
- ② 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- ③ 地域生活支援拠点等の整備（新規）
- ④ 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【活動目標】

- ① 訪問系サービス
- ② 相談支援
- ③ 日中活動系サービス
- ④ 施設系サービス
- ⑤ 地域生活支援事業
- ⑥ 障害児への支援

(3) サービスの必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策

平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

(4) 地域生活支援事業等の実施に関する事項

平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障害児への相談支援及び通所サービスについても、同様に見込量等を定めます。

(5) 推進体制（PDCAサイクルの導入）、評価・検証

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

第2節 障害福祉サービス

1 障害福祉サービスに関する数値目標

(1) 施設入所者から地域生活への移行促進

① 平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成 29 年度末の目標値	12 人
---------------	------

目標値設定に当たったの考え方	国指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の本市の施設入所者（94 人）の 12 パーセント以上である 12 人を地域生活に移行する者の数として設定。
国指針（目標値設定に当たったの指針）	平成 29 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12 パーセント以上が地域生活へ移行することとする。

② 平成 25 年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成 29 年度末の目標値	4 人
---------------	-----

目標値設定に当たったの考え方	国指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の本市の施設入所者数（94 人）の 4 パーセント以上である 4 人を施設入所者の減少数として設定。
国指針（目標値設定に当たったの指針）	平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4 パーセント以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末の目標値	0 箇所
---------------	------

目標値設定に当たったの考え方	国指針に基づき実施。
国指針（目標値設定に当たったの指針）	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備。

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 就労移行支援事業所等を通じて、平成 29 年度中に一般就労する者の数

平成 29 年度末の目標値	3 人
---------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針及び過去の実績等を踏まえ、平成 24 年度の一般就労への移行実績（1 人）の 2 倍以上である 3 人を、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。

② 就労移行支援事業の利用者数等

ア 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末の目標値	7 人
---------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	国指針及び過去の実績を踏まえ、平成 25 年度末における利用者数（4 人）の 6 割以上増加の 7 人を就労移行支援事業の利用者数として設定。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

平成 29 年度末の目標値	—
---------------	---

目標値設定に当たっての考え方	現在のところ、本市には就労移行支援事業所がないため、目標値を設定することが難しい。
国指針（目標値設定に当たっての指針）	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。

2 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

○ 見込み量の考え方

現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護の利用が見込まれる方の数、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

また、重度障害者等包括支援については、該当する対象者が見込めないことから、見込み量には反映していません。

○ サービス見込み量の確保策

サービスを必要とする障害のある方の程度やニーズをはじめ、置かれている環境など（介護者の有無、住まい、交通手段など）に応じて適正なサービスの提供に努められるよう、市内のサービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

① 居宅介護

居宅介護は、利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行うサービスです。障害程度区分1以上の方が対象となります。

図表 5-1 居宅介護の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	28	25	25	30	33	35
利用時間 (時間/月)	408.8	286.7	241.2	450	495	525

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。

② 重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。障害程度区分4以上で一定条件に該当する方が対象となります。

図表 5-2 重度訪問介護の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
利用時間 (時間/月)	37.0	182.5	48.7	90	90	90

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。

③ 同行援護

同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービスです。

身体介護を伴う場合の支援については、障害程度区分2以上で一定の条件に該当する方が対象となります。

図表 5-3 同行援護の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	12	17	19	22	25	28
利用時間 (時間/月)	102.5	170.2	198.8	264	300	336

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。

④ 行動援護

行動援護は、知的障害または精神障害のある方のうち、自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行うサービスです。障害程度区分3以上で一定条件に該当する方が対象となります。

図表 5-4 行動援護の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	2	2
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	24	24

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援とは、常時介護の必要性が高い方に居宅介護やその他のサービスを包括的に行うサービスです。障害程度区分6で一定条件に該当する方が対象となります。

図表 5-5 重度障害者等包括支援の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間数。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、施設などを利用し、主として昼間に提供されるサービスで、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「短期入所（ショートステイ）」が実施されています。

① 生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする方に、主に昼間に障害者支援施設などにおいて行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。障害程度区分3（50歳以上は区分2）以上の方が対象となります。

○ サービス見込み量の考え方

現に利用している者の数、障害者のニーズなどを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

平成24年度から平成26年度の利用状況を勘案しつつ、目標数値を設定しました。

図表 5-6 生活介護の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	127	131	138	144	149	156
利用日数 (人日/月)	2,597	2,677	2,793	2,935	3,054	3,178

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（人日/月）は1か月当たりの延べ利用日数。

② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立訓練は障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

自立訓練は「機能訓練」と「生活訓練」に分類されています。

機能訓練は身体障害者または難病等対象者、生活訓練は知的障害または精神障害のある方が対象となります。

○ サービス見込み量の考え方

機能訓練は、現に利用している方の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

生活訓練は、現に利用している方の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活へ

の移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 5-7 自立訓練（機能訓練）の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 （人／月）	1	1	0	1	1	1
利用日数 （人日／月）	14	22	0	22	22	22

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。

図表 5-8 自立訓練（生活訓練）の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 （人／月）	8	8	8	12	15	20
利用日数 （人日／月）	160	137	165	264	330	440

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。

③ 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する方に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。65歳未満の方で、適性にあった職場への就労が見込まれる方が対象になります。

○ サービス見込み量の考え方

現に利用している方の数、障害者のニーズ、福祉施設利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 5-9 就労移行支援の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 （人／月）	7	5	6	8	9	10
利用日数 （人日／月）	132	93	128	176	167	186

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。

④ 就労継続支援（A型、B型）

A型は、実際に通常の事業所などで働きたい方のために、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づいて就労が可能な方が対象となります。

○ サービス見込み量の考え方

A型は、現に利用している方の数、障害者のニーズなどを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 5-10 就労継続支援A型の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 （人／月）	4	6	7	15	20	25
利用日数 （人日／月）	93	130	133	330	440	550

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。

B型は、通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。一定年齢に達している方や雇用に結びつかなかった方で、生産活動に係る知識や能力の維持・向上が期待される方が対象となります。

○ サービス見込み量の考え方

B型は、現に利用している方の数や障害者のニーズなどを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

図表 5-11 就労継続支援B型の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	164	99	101	112	115	118
利用日数 (人日/月)	1,865	1,680	1,765	2,016	2,070	2,124

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（人日/月）は1か月当たりの延べ利用日数。

⑤ 療養介護

療養介護は、医療と常に介護を必要とする方に、主に昼間に、病院等の医療施設などにおいて行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを総合的に行うサービスです。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分6の方が対象となります。さらに、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって障害程度区分5以上の方が対象となります。

○ サービス見込み量の考え方

現在の入所者を勘案し、見込み量を設定しました。

図表 5-12 療養介護の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	13	14	14	14	15	15

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

⑥ 短期入所

短期入所は、介護者の病気などの理由により障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障害のある方が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助などを受けるサービスです。障害程度区分1以上の方が対象となります。

○ サービス見込み量の考え方

現に利用している方の数、障害者などのニーズ、平均的な一人当たり利用量などを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

また、様々な理由により長期の利用者がいることから、そういった利用者については、段階的に入所などのサービスへ移行できるよう、各事業所とさらなる連携を図ります。

図表 5-13 短期入所の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	12	11	19	20	21	22
利用日数 (人日/月)	107	100	183	200	210	220

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（人日/月）は1か月当たりの延べ利用日数。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービスで、「共同生活援助」、「共同生活介護」、「施設入所支援」、「宿泊型自立訓練」が実施されています。

○ サービス見込み量の考え方

共同生活援助は、福祉施設からの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している方の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち共同生活援助の利用が見込まれる方の数などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

○ サービス見込み量の確保策

平成 26 年度までのサービス量の見込み等を踏まえ、施設入所者をはじめ精神障害による長期の社会的入院者について、受入条件を整えば地域生活に移行できるよう、計画相談支援等を有効に活用しながら、障害者などのニーズに応じたサービス利用の促進に努めます。

① 共同生活援助

共同生活援助とは、主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助などを行うサービスで、障害程度区分に関係なく利用できます。

共同生活介護とは、主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスで、障害程度区分 2 以上の方が対象となります。平成 26 年 4 月から共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

図表 5-14 共同生活援助の実績と見込み量（人／月）

区 分	第 3 期（実績）			第 4 期（見込み）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活 援助	26	27	51	52	54	55
共同生活 介護	16	25	-	-	-	-

※（人／月）は 1 か月当たりの実利用人数。

② 施設入所支援

施設入所支援とは、主に夜間や日中において、施設に入所する方に入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。障害程度区分 4（50 歳以上は区分 3）以上の方が対象となります。

図表 5-15 施設入所支援の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	86	81	79	86	89	92

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

③ 宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練とは、知的障害者または精神障害者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行うサービスです。

対象者としては、入所施設・病院等を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者、及び特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等で、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な方となっています。

図表 5-16 宿泊型自立訓練の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	12	10	5	12	12	12

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

（4）計画相談支援等

計画相談支援等は、障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービスで、「計画相談支援」、「地域相談支援」が実施されます。

① 計画相談支援

計画相談支援とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行い、障害福祉サービスなどの利用開始や継続に際して、障害のある方の心身の状況、置かれている環境などを考慮し、サービスの利用計画を作成するサービスです。

○ サービス見込み量の考え方

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数などを勘案し、利用者数及び量の見込みを定めることとします。

数値目標については、訪問系サービス（居宅介護など）利用者を中心に見込み量を設定しました。

図表 5-17 計画相談支援の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	0	5	57	100	150	250

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域相談支援は、地域移行支援と地域定着支援に分類されます。

地域移行支援は、障害者支援施設などに入所している方または精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の便宜を供与するサービスです。

地域定着支援とは、居宅において単身などの状況で生活する障害のある方と常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

○ サービス見込み量の考え方

地域移行支援は、施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数などを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

地域定着支援は、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数などを勘案して利用者数及び量の見込みを定めることとします。

地域定着支援は、そのサービス内容から地域移行支援と一体的に取り組むことで地域生活への定着が図られます。

このことから、基本的にはその年度の地域移行支援で地域移行された方を、地域定着支援として引き続き支援することとし、目標数値を設定しました。

○ サービス見込み量の確保策

本人ニーズと能力を十分に引き出し、協力が必要となる関係機関と連携して相談支援センターが中心となって丁寧な支援を目指していきます。また、実施においては、これまで連携のなかった病院などとの密な関係を構築する必要から、連絡会などの連携強化に向けた体制づくりを検討します。

図表 5-18 地域相談支援の実績と見込み量

区 分	第 3 期 (実績)			第 4 期 (見込み)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援 (人)	0	0	0	2	2	3
地域定着支援 (人)	0	0	0	1	1	2

(5) 障害児通所支援

① 児童発達支援

児童発達支援は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。

○ サービス見込み量の考え方

近年の実績等を考慮し見込みますが、「子ども・子育て支援事業計画」で設定した数値を活用します。

○ サービス見込み量の確保策

- ・既存の事業所でのサービス供給が可能であることから、既存の事業所での対応を図ります。

図表 5-19 児童発達支援の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	31	39	32	38	40	42
利用日数 (人日/月)	214	303	239	304	320	336

※ (人/月) は1か月当たりの実利用人数、(人日/月) は1か月当たりの延べ利用日数。

② 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障害児に対して、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。

○ サービス見込み量の考え方

近年の実績等を考慮し見込みますが、「子ども・子育て支援事業計画」で設定した数値を活用します。

○ サービス見込み量の確保策

- ・既存の事業所でのサービス供給が可能であることから、既存の事業所での対応を図ります。

図表 5-20 放課後等デイサービスの実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 （人／月）	1	17	20	22	24	26
利用日数 （人日／月）	7	239	304	352	384	416

※（人／月）は1か月当たりの実利用人数、（人日／月）は1か月当たりの延べ利用日数。

③ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある児童に対して、保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。

④ 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、上肢、下肢または体幹の機能の障害のある障害児に対して、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

本市には対応できる事業所がないため、現在のところ事業実施予定はありません。

（6）障害児入所支援

① 福祉型児童入所施設

福祉型児童入所施設は、障害児入所施設に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものです。

本市には対応できる事業所がないため、現在のところ事業実施予定はありません。

② 医療型児童入所施設

医療型児童入所施設は、障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものです。

本市には対応できる事業所がないため、現在のところ事業実施予定はありません。

(7) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成するものです。

○ サービス見込み量の考え方

近年の実績等を考慮し見込みますが、「子ども・子育て支援事業計画」で設定した数値を活用します。

○ サービス見込み量の確保策

既存の事業所でのサービス供給が可能であることから、既存の事業所での対応を図ります。

図表 5-21 障害児相談支援の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	0	0	17	20	22	24

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

3 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

(1) 相談支援事業

障害者等相談支援事業は、地域の障害のある方などを取り巻く福祉環境の問題に対し、障害のある方及び障害児の保護者または障害のある方の介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行い、さらに、サービス提供事業者などとの連絡調整などを総合的に行うサービスです。

障害者等相談支援事業は、(社)そてつ会、(社)ハイビスカス福祉会、(医)全隆会、(社)指宿市社会福祉協議会の4事業所に委託して事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し、実施します。

地域自立支援協議会は、課題などを各年度計画的に協議し、今後の施策に反映していきます。

図表 5-22 相談支援事業の実績と見込み量

区 分	第3期 (実績)			第4期 (見込み)		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害者等相談支援事業	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
成年後見制度利用促進事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業とは、聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に、手話通訳及び要約筆記の方法により、聴覚障害者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うサービスです。

具体的には、手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣及び点訳・音訳の支援があります。

本市では、コミュニケーション支援事業を指宿市身体障害者福祉協会に委託し、事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し、実施していきます。

図表 5-23 コミュニケーション支援事業の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者の設置	3人	3人	3人	3人	3人	3人
手話通訳者の派遣	実施	実施	実施	実施	実施	実施
要約筆記者の派遣	実施	実施	実施	実施	実施	実施
点訳・音訳の支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施

（3）日常生活用具給付事業

日常生活用具給付等事業は、重度障害者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与を行うサービスです。

具体的には、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥住宅改修費の助成で、重度の身体障害者（児）などが対象となります。

見込み量については、これまでの実績により設定しました。

図表 5-24 日常生活用具給付等事業の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護訓練支援用具(件)	0	1	2	2	2	2
自立生活支援用具(件)	4	8	7	8	8	8
在宅療養等支援用具 (件)	4	2	3	4	4	4
情報・意思疎通支援用具 (件)	7	9	10	10	11	12
排せつ管理支援用具 (件)	131	135	144	148	152	156
住宅改修費の助成(件)	3	0	2	2	2	2
合計	149	155	168	174	179	184

(4) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等のために、外出のための支援を行い、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促進するため、外出の際の移動の介護を行うサービスです。

具体的には、個別支援、集団支援があります。

見込み量については、これまでの実績により設定しました。

図表 5-25 移動支援事業の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	14	12	14	16	18	20
利用時間 (時間/月)	327	325	311	448	504	560

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数、（時間/月）は1か月当たりの延べ利用時間。

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障害者等が通い、基礎的事業として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するとともに、地域活動支援センターの機能を充実強化する各種サービス等を提供し、障害者等の地域活動支援の促進を図ることを目的とするサービスです。

具体的なサービスとしては、基礎的事業として、紙細工やビーズ細工、編み物等の創作的活動、加工品・展示物等の生産活動の機会の提供、地域で開催される各種行事への参加やオープンスペースの利用等による社会との交流促進、食事の提供、排せつの介助（オムツ交換等）、爪切り、散髪、洗顔等の日常生活に必要な便宜の供与等があります。

機能強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置して、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動（I型必須）、歩行訓練等の各種機能訓練（各型共通）、コミュニケーション能力や金銭感覚、電話対応、パソコン操作等の社会適応訓練（各型共通）、入浴サービス（各型共通）、送迎サービス（各型共通）、その他地域活動支援センターの機能を強化する事業（各型共通）等があります。

図表 5-26 地域活動支援センターの実績と見込み量

区 分	第3期 (実績)			第4期 (見込み)		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター I型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	47人	59人	59人	59人	59人	59人
地域活動支援センター II型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(6) その他の事業 (任意事業)

① 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者等を一時的に預かり、障害者等に日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図るサービスです。

見込み量については、これまでの実績を勘案し設定しました。

図表 5-27 日中一時支援事業の実績と見込み量

区 分	第3期 (実績)			第4期 (見込み)		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	11	7	6	12	14	16

※ (人/月) は1か月当たりの実利用人数。

② 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業とは、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るサービスです。

見込み量については、これまでの実績を勘案し設定しました。

図表 5-28 更生訓練費給付事業の実績と見込み量

区 分	第3期 (実績)			第4期 (見込み)		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	23	18	18	20	20	20

※ (人/月) は1か月当たりの実利用人数。

③ 社会参加促進事業

社会参加促進事業とは、スポーツ・芸術文化活動等を通じて、障害者等の社会参加を促進するサービスです。

具体的には、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許・改造助成事業があります。

本市では、社会参加促進事業を指宿市身体障害者福祉協会に委託し、事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し実施していきます。

■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

■芸術・文化講座開催等事業

障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会などの芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行なう事業です。

■点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音訳その他障害者等にわかりやすい方法により、市の広報等障害者等が地域生活をするうえで必要な情報などを定期的に提供する事業です。

■奉仕員養成研修事業

障害者等との交流活動の推進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成研修する事業です。

■自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者等の社会参加促進を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

④ 訪問入浴サービス事業

身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る事業です。

見込み量については、これまでの実績を勘案し設定しました。

図表 5-29 訪問入浴サービス事業の実績と見込み量

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2

※（人/月）は1か月当たりの実利用人数。

⑤ 生活支援事業（任意事業）

障害者等やその家族等に対し、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等の生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする事業です。

具体的には、本人活動支援事業、ボランティア活動支援事業、福祉機器リサイクル事業があります。

本市では、生活支援事業を指宿市身体障害者福祉協会に委託し、事業を実施しています。今後も引き続き事業を委託し実施していきます。

■本人活動支援事業

知的障害児・者が、自分に自信をもち、仲間と話し合い、自分たちの権利及び自立のために社会に働きかける等の活動を支援します。

■ボランティア活動支援事業

精神障害者及びその家族等の団体が行う、精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等の支援及び精神障害者に対するボランティア活動の支援を行います。

■福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等へのあっせんを行います。

⑥ 福祉ホーム助成事業

福祉ホームは、住居を求めている障害のある方に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、地域生活を支援するものです。

福祉ホーム助成事業を実施するため、次の事業所に助成を行います。

図表 5-30 福祉ホーム助成事業の実績と見込み量

区 分	第 3 期 (実績)			第 4 期 (見込み)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人/月)	2	2	2	1	1	1

第6章 計画の推進

1 推進体制の整備

障害者やその家族等に対する各種サービスの充実をめざし、庁内の保健・福祉・医療・教育・労働・まちづくりなど、関係する部課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2 計画の見直し

計画期間中においても、障害者のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障害者を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされる場合は、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。

3 計画の進行管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握し、点検していきます。また事務局となる健康福祉部地域福祉課が検証結果の調整・とりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

また、本計画の推進にあたって「地域自立支援協議会」を設置し、計画通りに行われているか、サービスの必要量と供給量や質等について、適宜、サービス事業者に対し調査を行うなど、現状把握に努め、その点検を行います。